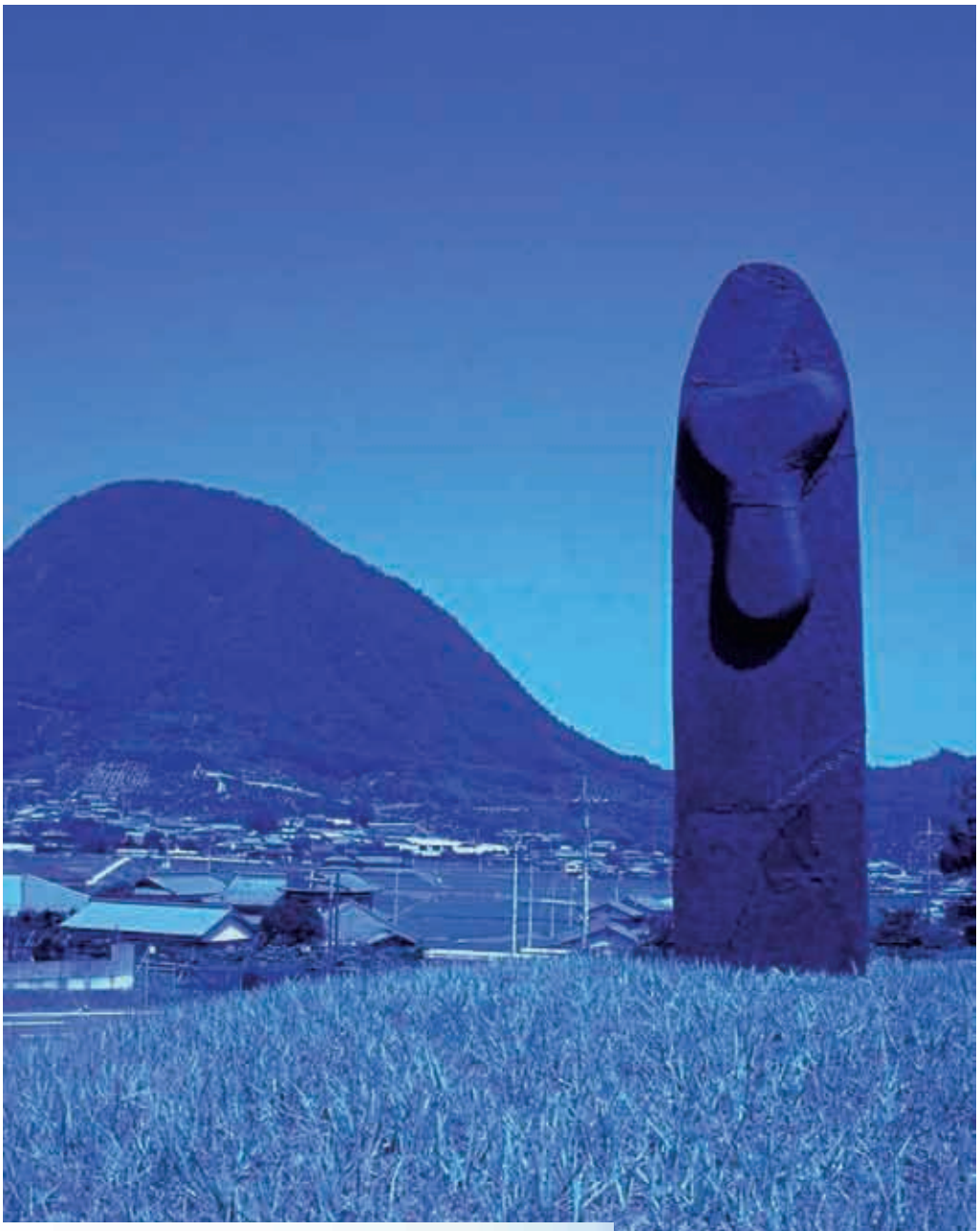

（上）「RAKAN 1」 2007 年
（左）「RAKAN 3 体」 2007 年

撮影・内山英明

美の工房

笹山　央　工芸評論家

第8回

鄙びた風景と明るい陽光の讃岐平野にて　妹背（いもせ）　裕（ゆたか）さん

四国の香川県が全国的な話題に上ることが最近妙に多いような気がするのですが、いかがでしょうか。たとえば映画でいうと、数年前に「せかちゅー」という流行語ができるほどにヒットした「世界の中心で愛を叫ぶ」とか、織田裕二主演の「県庁物語」とかは香川県が舞台でした。

なぜそのように香川県が急にクローズアップされるようになってきたのか、筆者には理由がよくわかりません。ともあれそういったこととは関係なく、もともとこの地域は他県と較べると、気候風土的にとても住みやすいところであるということは是非とも言っておきたいと思います。

自然景観的には、瀬戸内海と四国山脈の間に挟まれた平野部に山がボコボコと突出し、その間に数千のため池が散らばっていて、平野の全体がさながらひとつの庭園のような趣きを有しています。この平野の中をドライブすると、心がとてもくつろいだ気分になってくるのですね。

さて、この香川県は高松漆器という漆器の産地としても知られるところで、その伝統をベースにした漆芸作家が数多く住んでいます。妹背裕さんもその一人ですが、彼はいささか異端の作家で、漆器というよりは漆を素材とする造形作品の創作をメインとする活動を展開しています。香川の漆芸家は東京で個展を開いたりすることはほとんどありませんが、妹背さんだけは2年か3年に一度は東京で発表の機会を作っています。

異端の作家とはいえ、讃岐（香川県）の自然と文化の風土に根ざして生きていることは確かであり、それを漆という素材を使って表現していこうとするのが妹背さんのテーマです。これまでに、山、池、海などで構成される讃岐（または讃岐を含む四国）の自然環境をモチーフとした作品を「シコク派宣言シリーズ」として発表してきてますが、昨年は、テーマの内容を変えて「THE RAKAN（羅漢）」というタイトルの個展を東京で開きました。

羅漢さんのイメージを道祖神ふうの形に単純化して、乾漆技法（人体のイメージのボディを麻布でくるんで、黒い漆を塗る）を使って制作しています。その黒々とした姿態はいささかアナーキーな趣きがありますが、讃岐という文化風土の中で、ある意味では修羅のごとくに創作世界を追い求めてきた自己の姿を、仏教の修行者のイメージに重ねているかのようです。

「シコクは、鄙びた風景と明るい陽光の中で、ゆったりと過ぎていく時を生きるところだと思う」というのが、妹背さんのアートに込められたメッセージです。

漆を素材にしたこんなアートもあります。

（制作／かたち21）

土地家屋調査士
CONTENTS

NO. 618
2008 July

美の工房　工芸評論家●笹山　央

03 第65回定時総会開催

18 土地家屋調査士会館披露記念講演レポート

19 日調連ADRセンタープロジェクト

22 情報スクランブル
マンションの耐震化　明治学院大学　教授・弁護士●戎　正晴

24 グローカル・スタンダード
土地家屋調査士法第25条第2項――石川会からのリポート
石川県の地租改正・地押調査・地籍編纂に関する調査

34 特定認証局の動き
あらためて「認証局」について考えてみませんか

37 サステナビリティ・シリーズ～クラスタ活動の創造に向けて　先人に訊く③　上越市に3億円を寄付
新潟県会上越支部　高橋カウ会員

38 広報最前線／神奈川会

41 土地家屋調査士名簿の登録関係

42 世界遺産候補地
縄文人による石の造形「ストーンサークル」

44 会長レポート

48 ネットワーク50
千葉会・東京会

52 なるほど　ナットク　国民年金基金7
民間の個人年金と比べてもたいへん有利です!!

54 会員の広場を利活用ください

56 公嘱協会情報　Vol.73

58 ちょうさし俳壇

59 LOOK NOW
日経コンソーシアム「社会変革のための不動産再生事業のあり方」

60 会務日誌

60 編集後記

表紙写真
「我が家のペット」
第22回写真コンクール銅賞
古幡　琢勘●長野会

第65回定時総会開催

平成 20 年度
定時総会レポート

平成 20 年 6 月 16 日（月）・17 日（火）東京都新宿区西新宿「京王プラザホテル」において、日本土地家屋調査士会連合会第 65 回定時総会が開催されました。総会構成員である連合会役員と全国から 189 名の各土地家屋調査士会会長、代議員並びにオブザーバーの合計 250 名を超える土地家屋調査士が集い、土地家屋調査士制度について議論が交わされました。総会の開始前には、出席者全員による「土地家屋調査士倫理綱領」唱和並びに「調査士の歌」斉唱が行われ凛とした雰囲気の中で総会が始まりました。

総会式典には来賓として法務大臣　鳩山邦夫氏、法務副大臣　河井克行氏、法務省民事局長　倉吉敬氏、法務省民事局民事第二課長　小川秀樹氏、法務省民事局付　内野宗揮氏、法務省民事局民事第二課法務専門官　河野順子氏、全国土地家屋調査士政治連盟会長　井上孝三郎氏、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長　鈴木洋美氏、懇親会には、参議院議長　江田五月氏、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟副会長　太田誠一氏、公明党土地家屋調査士制度の改革・推進議員懇話会会長　山口那津男氏をはじめとする多数の代議士並びに関係団体代表をお迎えし盛大に開催されました。

鳩山法務大臣

議　長

司会者から議場に議長の選出について諮られた結果、司会者に一任され、函館会の岡田恒男会長、愛媛会の岡田潤一郎会長が指名されました。

議事内容

第１号議案　（イ）平成 19 年度一般会計収入支出決算報告承認の件
　　（ロ）平成 19 年度特別会計収入支出決算報告承認の件
第２号議案　日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件
第３号議案　日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正（案）審議の件
第４号議案　平成 20 年度事業計画（案）審議の件
第５号議案　（イ）平成 20 年度一般会計収入支出予算（案）審議の件
　　（ロ）平成 20 年度特別会計収入支出予算（案）審議の件
第６号議案　日本土地家屋調査士会連合会会則別紙［第 72 条（会費）関係］の改正（案）審議の件

上記議事内容の中で、特に印象に残った場面としまして、第６号議案の日本土地家屋調査士会連合会会則別紙［第 72 条（会費）関係］の改正（案）の決議には会則第 24 条より特別決議となり、採決（採決結果は出席構成員の３分の２以上賛成挙手をもって承認されました。）の際には議場閉鎖し厳粛に行われ、緊張感が伝わってきました。全国から参加された各土地家屋調査士会会長と代議員を前に議事運営を行うことは、想像以上に大変なことであり見事遂行されました両議長におかれましては本当にお疲れ様でございました。

以下は、今年度の事業計画を中心に、総会で審議された内容について報告いたします。まず始めに、総会の議案書から平成 20 年度事業方針大綱をご紹介いたします。

平成 20 年度事業方針大綱

活動スローガン　会員の基礎体力の向上　会員力の結集

１　土地家屋調査士の制度と業務の充実発展のための施策の推進

(1) 連合会・単位会の役委員及び会員が強い連携と問題意識の共有のもと、総力をあげて土地家屋調査士の制度と業務の充実発展に取り組むことが可能な環境を構築する。

(2) 規制改革、民間開放、行財政改革、司法制度改革、U-Japan 政策の推進等の政府の進める諸施策において土地家屋調査士の持つ高度な専門性を有する知識経験の活用を提言し、その実現を図るべく研究体制を強化し、随時関係機関への提言を行う。

松岡会長

(3) 土地家屋調査士の職業倫理の確立に必要な、関連規定の整備等を図る。
(4) 紛争解決分野における業務の円滑さの確保及びオンラインによる登記申請の促進を図る。
(5) 基盤業務である表示に関する登記制度の充実のための研究と施策の実施

2　財政基盤の確立のための検討と事務局の事務処理体制の見直し

(1) 中期・長期の視野に立った連合会財政基盤の確立のための検討を深める。
(2) 連合会の役委員の執務体制の見直し
(3) 新会館移転に伴う諸作業の円滑さの確保と事務局体制の見直し

3　会員土地家屋調査士の日常業務の円滑化のための事業の推進

(1) 不動産登記規則 93 条に基づく不動産調査報告書制度の拡充の研究
(2) 表示に関する登記に必要な調査・測量における基本測量・公共測量等の測量の成果の利用に関する多面的な検討と情報の提供
(3) 登記基準点の位置付けと利活用に向けての措置
(4) 技術センター、データセンターの充実による会員の日常業務の支援及び技術関係情報等の収集と発信
(5) オンライン申請の利用の促進のため、会員の業務環境の整備と習熟のためのサポート体制の強化
(6) 裁判外紛争解決制度（土地家屋調査士会 ADR）及び筆界特定制度に係る業務の適正執行への支援

4　広報活動の充実・推進

(1) 土地家屋調査士の制度と業務、不動産登記制度及び裁判外紛争解決制度、地籍に関する諸制度等の国民・社会への啓発活動（外部広報）の推進
(2) 単位会の行う広報事業のサポートについて随時検討し実施する。
(3) 土地家屋調査士会員への情報の伝達等を迅速・適切に行う。

5　研修制度・体制の充実

(1) 民間紛争解決手続代理関係業務認定のための土地家屋調査士特別研修の実施
(2) 技術系 CPD の本格実施と法律系 CPD の構築についての研究
(3) 単位会の行う研修事業のサポート体制の検討

6　国民生活の安心と利便性の向上のための公共・公益的事業の推進を図る。

(1) 土地家屋調査士会 ADR の円滑な運用をサポートするとともに、新規開設の推進及び関係機関・団体との連携に関する対応並びに土地家屋調査士法に基づく法務大臣の指定手続き及び ADR 法に基づく法務大臣の認証手続きの支援を行い、国民生活の安心と利便性の向上に寄与する。
(2) 筆界特定制度の円滑な運用のための研究と関係機関への提言
(3) 地籍及び登記所備え付け地図の整備の推進並びに地図整備に関する総合的な研究体制の確立
(4) 公益法人制度改革関連法の施行に伴う公共嘱託登記受託組織に関する研究の推進及び適切な助言
(5) 公共嘱託登記関連業務に関する情報の収集及び関連機関との協議の推進並びに単位会・公嘱協会への助言

7　学術研究分野への貢献及び関連機関等との交流の推進を図る。

(1) 京都地籍宣言の具体的実現に向かって、地籍に関する学術研究の推進と関係機関・団体・専門職・実務家・学者・研究者等の相互交流の促進のための学会を創設する準備を引き続き行う。
(2) 土地家屋調査士の制度と業務に密接に関連する関係機関・団体・学会・研究会等との情報交換・交流を積極的に行う。

8　関連団体との連携の強化

以上の諸施策の実現のため、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会・桐栄サービス・土地家屋調査士国民年金基金等との情報交換及び効果的な連携の強化を図る。

平成 20 年度 制度対策本部及び各部事業計画説明要旨

制度対策本部

下川副会長

激動する政治・経済・社会状況を的確に把握し、土地家屋調査士制度の向上発展につながる事項及び会員の業務に関する緊急な課題について迅速な対外活動を実施する。

この実施に当たっては、正副会長以下常任理事会の構成員を中核に、全国の調査士会会員の精鋭に支援を求め、関係する政府機関からの情報収集・分析等活動を行う。

また、関係する政府機関等の施策を的確に把握するため、関係機関の担当者と協議し、日調連顧問を含む有識者等からの助言を求めるとともに、土地家屋調査士制度に関係する課題に対しては、日常的に全国土地家屋調査士政治連盟及び国会議員で組織する議員連盟や議員懇話会とも連携し、適時に、提案・意見表明をすることとする。

具体的事項は以下のとおりである

1　司法制度改革に関連する事項

司法制度改革の流れを受け止め、司法制度調査会等の行う各種プロジェクトへの参画と関連資料の収集と意見表明等の活動を行い、司法制度の一翼を担う専門職能者としての地位を高めることを軸に活動する。

2　規制改革に関連する事項

政府の主催する政府規制改革会議の動向を注視し、日調連に対し実施されるヒヤリングへの出席、規制改革会議の HP 等で募集されるパブリックコメントへの意見・要望の提出などの活動が軸となる。

同時に全国各会会員の意見を集約するなど活動報告を総会等で配布する資料集に取りまとめ、規制改革に対する連合会と土地家屋調査士会の共通認識を深める活動を行う。

3　登記制度に関連する改正等に関する事項

上記の司法制度改革・規制改革に関連する活動から社会情勢を分析し、変化に対応した諸施策について、法務省・国土交通省等関連する官公署との意見交換をする。

また調査士会、会員及び登記制度を利用する国民の立場からの要望や提案を諸施策に反映する活動を行う。

4　その他関係する諸制度に関連する事項

総務省、経済産業省、農林水産省、環境省その他政府やその関連する機関の動向を把握し、機会を捉えて調査士業務や調査士が活用される環境を整備するための活動を行う。

5　国際化に関連する事項

広報部の担当する制度広報活動及び研究所が計画する「地籍学会」の創設事業と連携し、「地籍」「地図」をキーワードとして東南アジア諸国との交流を中核とする国際的広がりを意識した諸活動を行う。

6　その他、緊急に対応を要する事項

(1) 諸官庁の地図作成担当部署に対し、年度計画等への提言を行うため、平成 20 年度については、社会事業部の分掌する「地図作成及び整備等に関する事項」を緊急かつ強力に推進するため、制度対策本部に「地図対策室」を設置して活動することとする。

(2) オンライン登記申請の推進及び諸官庁のオンラインシステム改善への提言並びに会員から要望・意見を緊急に反映するため、総務部で主管するオンライン登記推進 PT を改組し、制度対策本部に「オンライン登記推進室」を設置して活動することとする。

総　務　部

関根総務部長

1　土地家屋調査士会及びその会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備

社会情勢を的確に判断し、常に現状に適合するよう法務委員会や有識者の意見を伺いながら迅速な対応を行う。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援

調査士会で対応可能又は対応すべき事項について、土地家屋調査士会内で自主的かつ積極的に対処する体制の強化を求めていく。

また、依頼者等から所属会員に関する苦情等が、連合会に寄せられることも少なくないので、より調査士会が公正・適正な対応を行うよう求める。

(3) 懲戒事例、注意勧告及び紛議の調停に関する調査と分析

昨今、資格者においては、倫理やコンプライアンスの重要性が叫ばれているが、法令違反等による懲戒処分・注意勧告や依頼者からの苦情等にもとづく処分者が後を絶たない現状を踏まえ、処分の動向や事例を把握・分析するとともに、各調査士会における今後の会員指導のための資料を作成する。

(4)「土地家屋調査士倫理規範」の啓発

土地家屋調査士倫理規範は、平成 19 年 4 月 26 日、27 日の平成 19 年度第 1 回理事会において、宣明を行い、第 64 回日調連定時総会にて報告された。昨年度は、全国会長会議及びブロック協議会総務担当者会同等ことあるごとに、本倫理規範の考え方の啓発に努めるとともに、今後の会則等への規定に向け、改正案の作成に着手した。今年度は、引き続き、本倫理規範の啓発に努めるとともに、全ての会員の拠り所となる倫理となるよう、さらに改正案の精査・検討を行う。

2　連合会業務執行体制の整備・充実

(1) 役員選任規則改正の検討

連合会役員選任のあり方、規則改正案について継続して検討する。

(2) 連合会業務執行体制の検討

連合会組織、会務運営の体制等について、最善の方策を検討し、都度実施する。

(3) 事務局執行体制の検討

役員及び事務局の役割の明確化、事務局組織の整備及び適正な職務分担について検討し、事務局機能の充実及び業務執行の効率化を図る。

3　オンライン登記申請促進に関する事項

制度対策本部に設置される「オンライン登記推進室」と連携を図り、支援活動を行う。

4　特定認証局の運営に関する事項

「土地家屋調査士電子証明書」（以下「IC カード」という。）は全会員に配布するとの基本方針を受けて、鋭意発行に努めているが、さらに IC カードの毎月の発行枚数を増加させるべく効率的な運営を目指す。

また、IC カードに格納する情報の追加等 IC カードの仕様の検討や、平成 23 年度に有効期間を満了する会員が現れることから、順次更新または一括更新などの IC カードの発行方法について検討していく。

5　情報公開に関する事項

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を始め、今後、土地家屋調査士が書類等を作成・使用する場合において、土地家屋調査士の本人確認ができるよう情報公開を行う必要があるため、連合会にて全国の土地家屋調査士会員検索システムを構築し、対応する。

6　会館の維持管理に関する事項

「土地家屋調査士会館」（東京都千代田区）内事務室等の維持管理を行うとともに、日調連別館（東京都文京区）についても、会議室及び倉庫の適切な運用を行う。

財　務　部

大場財務部長

1　財政の健全化と管理体制の充実

(1) 中長期的な財政計画の検討

各部の予算執行に関しては、予算の計画的な執行に十分留意し、予算執行の効率化、健全化を図る。

①事業費の費用対効果の検討と予算執行における優先性の検討

②事務合理化と事務経費削減の検討

(2) 特別会計のあり方の検討

連合会事業の拡大に伴い特別会計も増加してきており、それぞれの特別会計につきその目的及び必要性を再検討する。

2　福利厚生及び共済事業の充実

(1) 土地家屋調査士国民年金基金への加入促進

土地家屋調査士国民年金基金の行う加入促進計画に積極的に協力する。

(2) 各種保険及び共済会事業

各種保険（生保、損保）の内容の検討、加入促進を図る。

土地家屋調査士会「専門事業者賠償責任保険」の加入を継続する。

(3) 親睦事業の実施及び検討

従来の実績を踏まえて、写真コンクール（6 ／ 16, 17　本総会会場に入選作品を展示）、親睦ゴルフ大会（8 ／ 31, 9 ／ 1　石川会担当）を実施する。親睦事業のあり方については引き続き検討する。

3　業務関係図書等の発行、あっせん及び頒布

業務関係図書・研修教材等の斡旋を行う。

4　旅費規程等の見直し

海外旅費規程の検討を含め、旅費規程等の見直しを行う。

業　務　部

國吉業務部長

1　土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項

(1)「調査・測量実施要領」に関する指導

従来型の業務処理に対応するとともに、新たに加わった業務に関し、各部、PT 等と連携をとり、単位会等からの照会等に迅速に対応する。

(2) 不動産登記規則第 93 条調査報告書についての指導・連絡

規則 93 条調査報告書に求められる機能をより発揮するための適切な記載方法等の研究検討を行うとともに、単位会等からの照会等に迅速に対応する。

調査報告書作成ソフトの改良を継続的に行い、機能面における充実も図り、より使用しやすいソフトとして連合会ホームページにおいて会員へ提供する。

2　土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査及び研究に関する事項

(1) 土地家屋調査士業務に関する実態調査結果の精査

(2) 土地家屋調査士業務報酬に関する実態調査結果の精査

昨年度、全国の各会員を対象として行った処理事件等に関する実態調査と、報酬に関するアンケート調査の集計結果の開示を行う予定である。

3　「調査・測量実施要領」に関する研究・検討

(1) 連合会諸規程等との整合性の検討

(2) 関係法規との整合性の検討

筆界特定制度、ADR、登記基準点、オンライン、街区基準点の取扱い等、新たな事案について、担当部や PT において出されるマニュアル、指針等の成果を研究し、調測要領との整合性につき検討し、次回の改訂に備える。

4　登記測量、地積測量情報、地図情報に関する事項

(1) 登記測量に関する検討・対応

(2) 登記基準点に関する対応及び公共基準点等の活用に関する検討・対応

日調連技術センター及び日調連データセンターとの連携

土地家屋調査士の設置した基準点（いわゆる登記基準点）について、不動産登記法令上の制度的位置付けを受け、登記基準点の認定及び運用が開始できるよう対応する。

(3) オンライン申請に伴う地積測量情報、添付情報についての対応

不動産登記法におけるオンライン登記申請に当たり、申請情報、地積測量情報、調査情報（報告書）等のあり方や､その現状の動向と問題点等の分析を行い、改善策等を検討し、登記行政につき提言等を行う。

(4) 測位・空間情報に関する研究・検討

地理空間情報活用推進基本法と不動産登記法や関係法令との関係について調査研究するとともに、関係する研究会・学会に積極的に参画し情報を収集し、土地家屋調査士業務との関係について検討する。

空間情報基盤データとしての、地図情報や地積測量情報の在り方について研究する。

(5) 地籍調査の成果の利活用への対応

地籍調査の成果を利用するに当たり、表示登記制度の下で、十分な精度を確保するための活用方法等について、検討・研究を行う。

都市再生街区基本調査による成果の利活用に関する関係省庁の主宰する委員会等へ積極的に参画する。

研　修　部

野地研修部長

1　研修の企画・運営・管理・実施

(1) 土地家屋調査士研修制度基本要綱の見直し

(2) 専門職能継続学習の運用

①土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士 CPD）の運用

②測量系 CPD 協議会との連携

資格者に与えられた使命を達成するため、連合会、ブロック協議会及び土地家屋調査士会が行う研修会等についての企画運営、適正管理を一体化し会員研修のバランスの良い研修を行えるよう研修制度基本要綱を整備し、研修の企画、運営、管理及び実施を統括運営することのできる「土地家屋調査士 CPD」を活用し会員の資質向上の研究と実施を行う。

［※ CPD：Continuing Professional Development］

また、測量系 CPD 連絡協議会との連携を図り測量分野の情報交換等により不動産表示に関する登記業務と筆界特定業務等への反映を図る。

(3) 新人研修の内容充実の検討

制度を発展させる原動力となる新人研修の実施は重要である。そのためには、この研修事業内容に検討を加え、運営も含めた全体の改善を検討する。

(4) 土地境界基本実務叢書を活用した研修の促進

全ての土地家屋調査士が筆界特定に関する相談と申立て代理人として活躍できる筆界特定制度の担い手として必要な研修を、本叢書を教材として継続研修に提供したい。

(5) 各ブロック協議会・各土地家屋調査士会との連絡調整

研修事業を展開するのに必要なものは、各ブロック協議会及び土地家屋調査士会との密接な連携である。連携調整により効率と実効のある研修事業を展開したい。

2　土地家屋調査士特別研修の実施

土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号にいう民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の取得に必要な研修を実施する。本研修は、民間紛争解決手続代理関係業務における所謂「境界問題相談センター」の代理人或いは主宰者の一員として、また、筆界特定手続代理及び筆界特定調査委員として活躍するに必要な要素を含んでおり、法的知識を習得するための最重要な研修である。

3　ADR 認定調査士の実務研修

認定土地家屋調査士が実務に対応できるよう研修を行い、協働する弁護士との法律知識の共通認識を得られるよう実務に即した研修を、研究所と連携し実施する。なお、本年度は試行的に実施し効果のある実務研修の方法を模索する。

4　研修教材充実のための企画検討

(1) 各地域における歴史的資料のインデックス化

連合会が調査を依頼し各会が実施している、土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に規定する「地域の慣習」に関わる地図等の歴史的資料並びに慣習等の調査実績の最終報告取り纏めを行い、インデックス化を図る。また、その資料等は会員が、日常業務への反映、資質向上に有効活用できるよう整理と研究を行う。

(2) 研修教材（会員必携）の更新

新規に必要とされる研修教材や、現在活用されている教材の経年変化等による更新等を点検し対応する。

広　報　部

藤木広報部長

1　制度広報に関する事項

(1) 表示に関する登記制度の社会的イベントの企画、開催

①法務省主催「赤れんがまつり」への参画（共催）

②「地理空間情報フォーラム 2008」へ企画参加する。（会員研究論文発表、パネルディスカッション、会員によるブース展示）

(2) 土地家屋調査士制度の周知を目指した広報ツールの作成

① ADR パンフレット、筆界特定制度パンフレット、不動産登記規則第 77 条第 1 項第 7 号地積測量図キャンペーンチラシを作成する。

②雑誌記事広告掲載をする。

(3) 国際的な視野に基づく業務環境に関する広報活動

①土地家屋調査士パンフレットの英語版を作成する。

②第 6 回国際地籍シンポジウム（韓国）へ参加する。土地家屋調査士会員の論文発表を行う。

2　内部広報の充実・強化

(1) 連合会活動指針について単位会会員に対する広報の周知活動

(2) 連合会、単位会、ブロック、公嘱協会等の効率的な広報体制の構築

①広報担当者会同を開催する。（未登記建物解消キャンペーン、不動産登記規則第 77 条第 1 項第 7 号地積測量図キャンペーン）

②地域クラスタ活動構築を柱にした連合会･ブロック･単位会連携による効率的な広報体制を構築する。

③各種学会、関係団体等への協賛、参画を積極的に行う。

(3) IT 社会にふさわしい広報手法の開発・研究

ホームページの構成の再検討

3　会報に関する事項

(1) 改正不動産登記法の施行に係る土地家屋調査士業務に関する情報の収集と発信

(2) 情報の鮮度を重視した紙面つくり

(3) 社会的変容が表示登記制度・土地家屋調査士制度の運用に及ぼす意義等の情報発信

不動産登記法、土地家屋調査士法等の関係法令の改正や社会的な変容による土地家屋調査士を取り巻く環境に即した調査士業務の視点を常に意識してタイムリーな記事掲載に努めます。

4　人材育成に関して教育機関等との連携に関する事項

(1) 技術等専門学校との協力関係の構築

各種測量専門学校を訪問、取材する。

(2) 大学等の高等教育機関における講座・寄附講座の開設に係る連絡事務に関する事項

全国に広める枠組み作りを構築していく。

(3) インターシップ制度の拡充活動

明海大学との連携を引き続き構築していく。

社 会 事 業 部

山田社会事業部長

1　地図の作成及び整備に関する事項

(1) 不動産登記法第 14 条地図、DID 地区を中心とする都市部地籍整備によって推進される地図作成及び整備等に関する対応

(2) 平成地籍整備事業に対する土地家屋調査士専門職能の活用

(3) 地籍制度充実のための政策要望等への対応

(4) 地図混乱地域の調査・研究

連合会で組成予定の地図対策室のキーセクションとして連携を図りながら、上記取組を行うほか、地図、地籍に係る各種事業における土地家屋調査士の役割を市区町村や住民にも訴求対象を向けて広報部とも連携をとりながらアピールを行い、社会貢献に努める。

2　筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項

(1) 筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応

①筆界特定制度の各地域における運用状況の調査

②関係官庁協議の実施

(2) 筆界特定制度の取組み体制の強化（ブロック別担当者会同等）

制度創設以来 2 年が経過した本制度について、多面的な分析を試みるために先般アンケートを実施し、各調査士会に、とりまとめについて協力をいただくことができた。

まずは、これらを早急に分析し、代理人、筆界調査委員等で関与する土地家屋調査士の現況を把握し、この制度における土地家屋調査士の重責を果たすべく、さらなる改良、よりよい運営のために関係方面との協議を進めていく。

3　境界問題相談センターの設置推進及び現状調査並びに支援等に関する事項

(1) 日調連 ADR センターの運営と取り組み

① ADR 機関の設立、指定、認証等手続き状況に応じた適切な情報交換環境の整備と運営手法等の提供

②統計資料の収集

③関係官庁との意見交換

④説明会等の開催

本年も日調連 ADR センターを中心に、上記取組を行うほか、法務省大臣官房司法法制部との連携も視野に入れた中で対応していく。

4　日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

「法テラス」の運用について情報収集及び提供を行うほか、地方協議会の行う意見交換会にも積極的に出席し現況把握を行う。

5　公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会関係

(1) 公共嘱託登記関連業務の具体的な受託推進について

(2) 各土地家屋調査士会・全公連と公共嘱託登記関連業務についての連携

政府の公共調達に関する発注方式についての情勢の変化に即し、各土地家屋調査士会を通じ、法務省発注の登記所備付地図（法第 14 条地図）作成作業等への公嘱協会の入札参加要請を行うとともに、その受託のあり方の検討を行う。

6　その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 公益法人制度改革への対応

(2) 専門家としての社会的貢献を図るための対応

公益法人制度に関する公益認定等のガイドラインが公益認定等委員会から出される等、政府においても公

益３法の施行に向け準備が図られる中、公嘱協会と連携を取り、情報交換と対応を行う。

研　究　所

大星副会長

１　表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

(1) オンライン申請を主軸とした登記を元に、現行の表示登記制度の枠を脱しての表示登記制度の研究

表示登記制度及び土地家屋調査士制度の充実についての様々な研究を短期的、中期的、長期的に行い、執行部へ的確な助言・提言を行っていく予定である。

(2)「土地家屋調査士の業務と制度」の改訂作業(執筆･編集)

大阪会から発刊された「土地家屋調査士の業務と制度」の改訂について対応していく。

２　地籍に関する学術的・学際的研究

(1) 地籍についての学術的・学際的研究のための組織構築の準備

登記制度の中における「地籍制度」の位置付けの明確化・発展を期し、「地籍学会」の創設のための準備委員会を設置し、立ち上げに備える。

(2)「地籍学会」創設に向けた「地籍シンポジウム」の開催

学会創設を予定しての「地籍シンポジウム」を開催し、対内外的にその必要性を訴える。

（以上平成 20 年度各部事業計画）

総会の中で、平成 19 年度会務及び各事業の経過報告並びに全６号の審議議案について事前に多くの質問・要望が提出されており、その内容について執行部より回答されました中から一部抜粋してご紹介いたします。

●事業方針大綱（案）　活動スローガンの主旨について

（質問・要望）

事業方針大綱（案）の活動スローガンに会員の基礎体力の向上、並びに会員力の結集と謳われ、以下に具体的な方針が示されていますが、平成 16 年の不動産登記法改正、翌年の施行から今日に至るまで業務処理にかかる会員への負担が増大するばかりで基礎体力の消耗が現実化しているように思える。不動産登記制度及び土地家屋調査士制度の未来を見据えた施策も必要と思うが、改正後の施策の数々は各省連携による省庁の保全措置が優先されているのではないか。そもそも土地家屋調査士が所管庁へ具申する意見は民意を斟酌した代弁であり、官の見えざる部分を補うところに資格者代理人としての存在意義があるものと考える。事例を持って指摘するならば、街区基準点の利用に関する形態は、全国の単位会と会員を翻弄するばかりであり、現在も尚、日常業務の円滑化が図られたとは到底言いがたい状況にある。また、街区基準点を利用した地積測量図が法務局に蓄積されるに従い、統一座標による同一筆界点の座標値が齟齬する事例が顕著となる。我が国の国民性は数値至上主義とも言える特質を持ち、製造技術等の分野では世界に冠たる技術を示しているが、不動産登記制度の下においても国民は座標値（面積･点間距離）に同様の解釈をしており、公差の意味を会員個々の判断で説明するには限界がある。

オンライン申請におけるシステム障害発生の危機管理対応や依頼者たる国民に向けた説明責任は、いずれに帰属するのか、民の代理者として所管庁に適格な意見具申を望む。

（回答）

連合会の役割として

1. 所属する会員への指導を通じて資格制度の目的の実現
2. 所属する会員及び単位会から日常業務の実状に関する情報を収集し、法の運用が国民の実生活に照らして妥当なものとなっているかどうかを検証し、課題となる事項については、関係省庁等とも協議の上、必要な手当てをする。また意見具申をする。
3. 所管の省庁及び関連機関の実施する、もしくは実施しようとする諸施策について、資格者の実務に適切に反映し得るよう、指導・連絡を図る。

資格制度の目的～

1. 専門性の高い分野について、その分野の知識経験に乏しい依頼者に代わって手続等を行う。
2. 国家や行政機関の諸施策の円滑な運用を図るため、その補完的役割を果たす。（税の申告・登記申請・労働保険関係の申告等）
3. 依頼者である国民と為政者の間にあって、それぞれの持つ課題や思いを仲介することによって当該制度の充実向上につなげる。

技術変革の質とスピードへの対応・法律の改正、両面での取り組みはハードなものではあが、世の中の進展（文化面･文明面）に伴って変容する社会のニーズに十分に応えた上で、次のステップへの展望につなげる必要があると考えます。

図解測量から数値測量へ、平板測量からトランシット

測量⇒光波測量に進展し、手書き⇒タイプライター⇒ワープロ⇒パソコンへと、その時代時代の文明の利器を使いこなし、いずれもその時々においては苦しい取り組みであったが、これらを克服し、今日の調査士の評価があり、これらは先人のご労苦のおかげでもあります。

一人でも多くの調査士が同じ技量をもち、同じステージに立つのでなければ、制度全体としての評価はなされないものと考えます。

●戸籍謄本等の職務上請求の適切な取り扱いについて

（質問・要望）

平成 19 年度第 6 回理事会において、調査士が職務上請求書を使用できる範囲について連合会で事例を用いた案を策定する件について質疑があったところ、法務省民事局と文書による照会・回答の形をとりたいとの応答であったが、具体的に何時ごろ会員に対して適切な説明が行われるか。見通しを伺いたい。

（回答）

法務省民事一課通じて総務省との協議（法務省民事一課から進達）を行い、調査・測量を依頼された土地の隣接地の所有者が不在であり一切連絡の取れない状態に対する調査の事例については、戸籍法第 10 条 2 第 1 項、住民基本台帳法第 12 条の 3 第 1 項等により資格者に与えられた権限と解するとの判断を受けたもので基本的に土地家屋調査士法 3 条業務の範囲内であれば使用することは差し支えないと考えます。ただしその目的を記載する等申請書の記載には十分にご配慮願いたい。また、残りの 2 つの事例について、総会後早急に各会に通知したいと考えております。

●登記基準点構想の進捗状況と今後の見通し等について

（質問・要望）

登記基準点構想については、賛成です。そのうえで質問いたします。

登記基準点の管理は、単位会が行うことになると考えますが、万一高額の管理費用が発生するのであれば、今から財源確保に着手しなければなりません。

参考のため、現在の進捗状況と今後の見通し、予想される管理費用の概算をお聞かせ下さい。

（回答）

平成 20 年 6 月 6 日日調連発第 62 号登記基準点を不動産登記規則第 10 条第 3 項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことについて(照会)を行い、6/12 回答を得ました。

管理については、検討のための指標とするため、先行会の岩手、大阪、岐阜、愛知、滋賀の各会の実情をお聞きしている。

データセンターで検討し、システム等の提案が出来るような方向性をもって検討していきます。

●土地家屋調査士 CPD と研修の義務化について

（質問・要望）

土地家屋調査士 CPD の実施に向け、研修の義務化を何らかの方法で規定する必要があるのではないでしょうか。

（理由として）

1. 調査士の（連合会、各単位会の）自主的・積極的な取組み・意識として、研修の義務化が必要ではないでしょうか。（現行法 25 条の努力目標から一歩進めて）
2. 一般向けに CPD の情報の開示が前提で、少人数の参加者での研修であれば、社会的認知度の向上の主旨からも、逆効果となるのではないでしょうか。よって研修を義務化し、充実した研修を行い、その結果を、一般に情報開示することが、大切ではないでしょうか。

（回答）

1. 土地家屋調査士 CPD の趣旨の一つには、会員の更なる資質の向上を図る会員研修があります。会員研修はご指摘の通り法 25 条の定めるところにより資格者としての研鑽は必要不可欠であり、（努力）義務規定となっております。

しかしながら、完全な義務化となれば義務を履行しない会員の対応に適切な処置をしなければならず、組織運営並びに会員指導に心を砕かなければなりません。

この CPD については、第 1 に会員の資質向上のため連合会､ブロック協議会､各調査士会等が行う研修内容（法律関係、技術向上、書籍出版。講演活動等）のバランスを考慮し単年度或いは複数年度の研修計画（目標）を立てて頂きたいことと、第 2 については、会員の研修研鑽に対する、有識者による研修内容の適正な評価、第 3 には、土地家屋調査士制度における研鑽による有用性を社会へのアピールにあります。

研修の義務化については、なお慎重に検討し対処したいと考えております。

2. また、一般向けに CPD の情報開示の効果は、充実した研修を行いその結果を一般に公開することの方がより効果が上がるのではないでしょうか？少人数参加による研修では社会的認知度の向上から逆効果となるのではないか？

との趣旨ですが、会員研修については受講参加型或いはグループ研修、支部研修会等参加の多少に係わらず会員の研修に対する参加と受講による適正評価を行うものとして考えており、社会への情報開示は前述のとおり研鑽による有用性を社会へアピールするものです。

以上、会員に対する受講環境の整備等を図り多くの会員が参加出来るよう検討を加え、土地家屋調査士 CPD が制度の維持発展に寄与出来るよう努力をしていきたいと考えております。今後もお気づきのことや提案などお寄せ頂きますようお願い致します。

各種表彰等

法務大臣表彰状受賞者

受賞者	会名
相沢治典	長崎
市川新太郎	東京
伊藤直樹	愛知
伊藤政良	埼玉
大星正嗣	石川
尾方善光	福井
小保方廣幸	群馬
春日和雄	山梨
鯨井徹	千葉
小林繁雄	栃木

受賞者	会名
下川健策	福岡
髙橋昭	茨城
田中邦夫	兵庫
筒井壽清	長野
寺村孜	滋賀
廣澤大祐	岡山
藤原久司	香川
松木昭	札幌
松田圭市	福島
安井和男	京都

以上 20 名（50 音順　敬称略）

法務大臣感謝状受賞者

社団法人　東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　函館公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
社団法人　高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
滝　克則土地家屋調査士事務所
奈調丸太会

今回、総会の取材を通して昨今の司法制度改革や規制緩和政策に伴い我々土地家屋調査士業務を取巻く環境は、著しく変化して行く中で、連合会における運動・活動は今まで以上に重要な役割を担うことになります。その上で今連合会が土地家屋調査士の将来を見据えて更なる発展を遂げるためには、どのような戦術、戦略をもって今何をすべきかを明確にする必要があるとともに、連合会、ブロック協議会、各土地家屋調査士会ひいては個人の土地家屋調査士の役割を明確にして具現化に向けた行動に移していく必要があると実感いたしました。

総会第６号議案　日本土地家屋調査士会連合会会則別紙［第 72 条（会費）関係］の改正（案）審議議案説明の際に瀬口専務理事から、「会費改定の必要性と日調連の役割」、「連合会と調査士会が目指す政策実現に向けた課題」についてプレゼンテーション資料を掲載します。

第６号議案　日本土地家屋調査士会連合会会則別紙［第 72 条（会費）関係］の改正（案）審議について

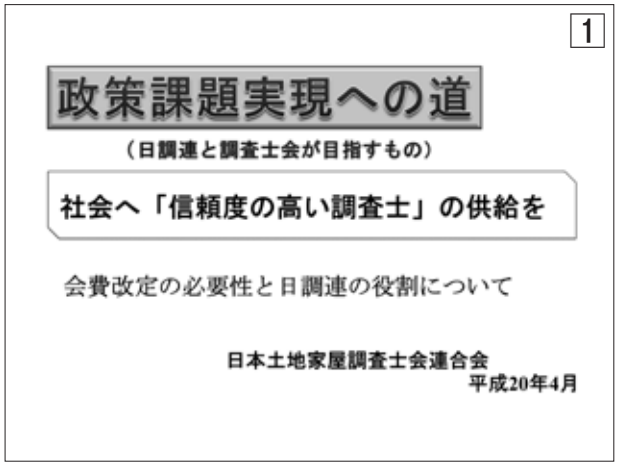

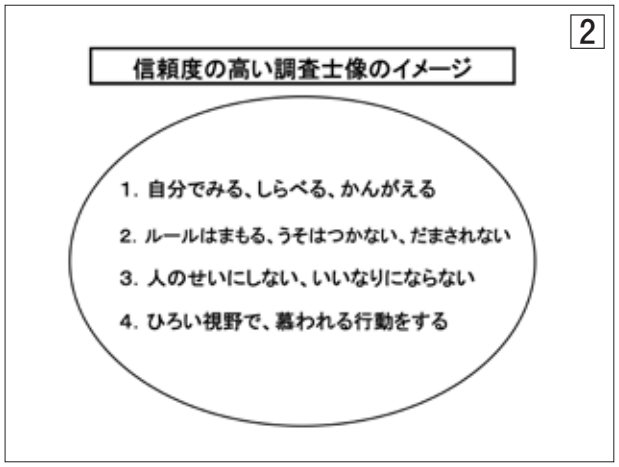

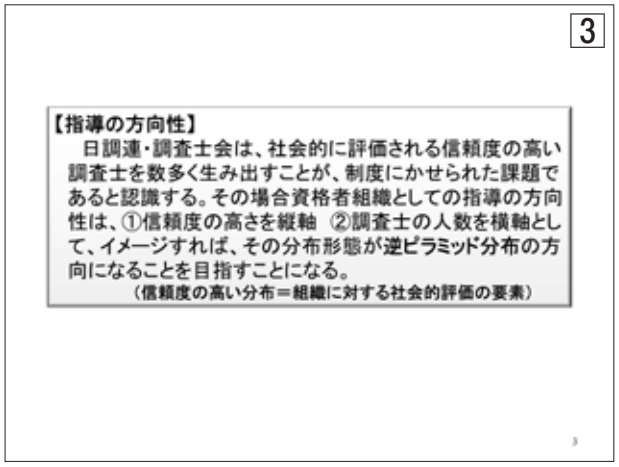

4

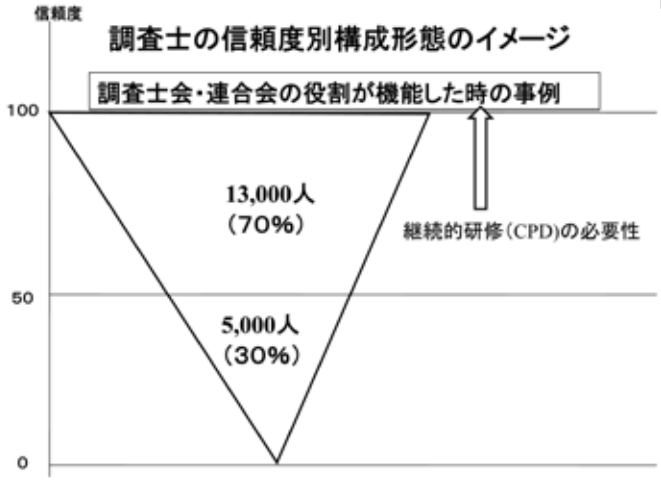

5

【日調連・調査士会の役割】

日調連・調査士会は、調査士の業務から派生する報酬の総額が適切に確保され、調査士事務所経営の安定に繋がることを意識して活動をする。

【調査士個々人の役割】

調査士個々人は、調査士制度を充実発展させる場面では、互いに協調・連携し研鑽すること。
個々の事務所経営においては、節度ある競争による自助努力をすること。

6

【調査士会又は調査士の要望実現方法】

調査士法第60条
・調査士又は調査士法人の業務又は制度について、法務大臣に建議できる
・法務大臣の諮問に答申することができる

【留意事項】
要望実現には、周到な準備と国民の強い支持が条件

7

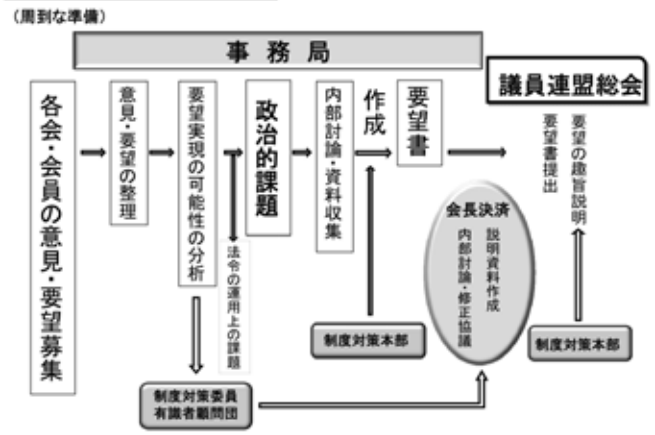
日調連の意見・要望実現 に向けた制度対策本部の活動の一般的軌跡
（周到な準備）
事 務 局
議員連盟総会
各会・会員の意見・要望募集
意見・要望の整理
要望実現の可能性の分析
政治的課題
法令の運用上の課題
内部討論・資料収集
作成
要望書
要望書提出
要望の趣旨説明
会長決済
説明資料作成
内部討論・修正協議
制度対策本部
制度対策本部
制度対策委員
有識者顧問団

8

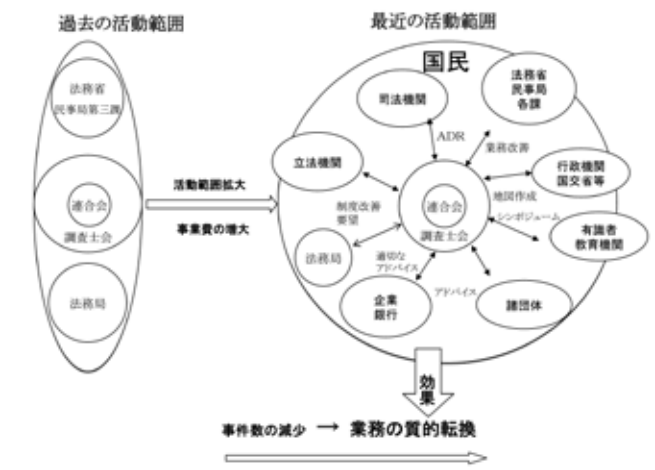
過去の活動範囲
最近の活動範囲
国民
法務省
民事局第三課
連合会
調査士会
法務局
活動範囲拡大
事業費の増大
司法機関
法務省
民事局
各課
ADR
業務改善
立法機関
行政機関
国交省等
制度改善
要望
連合会
調査士会
地図作成
シンポジューム
有識者
教育機関
法務局
適切な
アドバイス
企業
銀行
アドバイス
諸団体
効果
事件数の減少 → 業務の質的転換

9

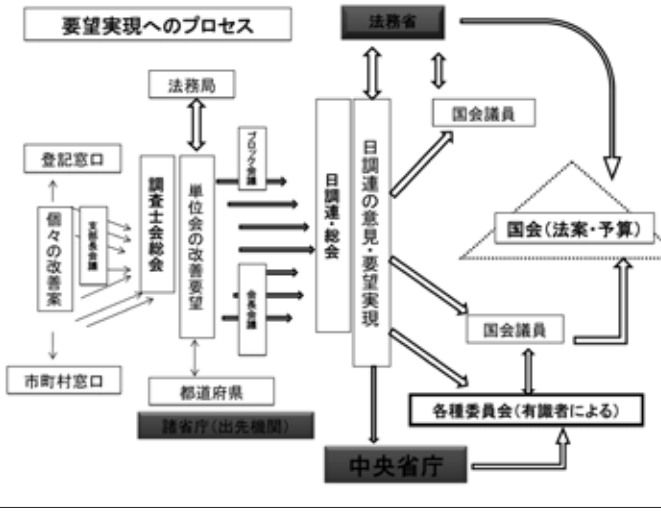
要望実現へのプロセス
法務省
法務局
国会議員
登記窓口
調査士会総会
単位会の改善要望
ブロック会議
日調連・総会
日調連の意見・要望実現
個々の改善案
国会（法案・予算）
国会議員
市町村窓口
都道府県
各種委員会（有識者による）
諸省庁（出先機関）
中央省庁

10

連合会の活動範囲(1)

○法務省民事局民事第2課との連携
　不動産登記関連法令の改正を含む改善提案
　法令運用の改善協議
　調査士の品位保持に関する事項の協議
　地図作成事業促進事業への協力・支援

○内閣府規制改革会議等への要望・意見提出
　制度対策本部・法務委員会として活動

○与野党の調査士議連等への要望・意見提出
　全国の調査士政治連盟との連携

11

連合会の活動範囲(2)

○弁護士会等隣接士業者団体との連携

○国交省との連携又は要望・意見提出
　各種検討委員会への参画
　(14条地図の最大ユーザーとしての立場から)
　調査士会・公嘱協会との連携

○有識者との連携
(法学系学者・経験者、技術系学者・経験者)
　不動産登記制度を中核に据えた地籍学の確立→調査士制度の充実
　諸外国との交流からくる視点での広範な地図・地籍制度の研究

12

【 参 考 】
日調連の事務又は事業と根拠法令

調査士法3条1項7号
各調査士ADRセンターの指定にかんする助言または支援活動(ADR基本法による認定手続きの助言または支援の活動を含む)

調査士法3条2項1号
　調査士特別研修事業→法務大臣による認定

調査士法8条
(登録に関する事務)
　調査士の登録
　調査士ADR認定者の登録
　調査士法人の登録
　特定認証局による電子証明書の発行

13

調査士法25条1項
　調査士は、会または連合会が実施する研修を受け、資質の向上を図るよう努める
　○調査士CPD(継続研修)の実施

調査士法25条2項
　地域における筆界を明らかにする方法に関する慣習等の収集
　○日調連データセンターと各調査士会データセンターの連携

14

調査士法58条2項

・調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務
・調査士の登録に関する事務

指導目的・・・品位保持、業務の改善進歩
　品位保持→「調査士倫理規範もしくは調査士倫理規定」の作成と指導
　業務の改善進歩→新不動産登記法への対応

　○不登規則93条調査報告書の充実
　○不登規則10条3項「基本三角点等」への対応
　　基本三角点等の活用業務の改善

登記基準点評価制度(新設)の活用
街区基本調査による成果の利活用

○不登法18条　電子情報処理組織→オンライン登記申請への対応
　オンライン申請環境整備に関する情報提供
　図面関係仕様(XML)の進歩改善事業・ソフトメーカーとの連携

15

日調連の制度広報

根拠規定・・・日調連会則第3条(9)、日調連会則施行規則第9条(広報部)

内部広報→調査士法58条2項による調査士会または会員への指導伝達手段
○会報の発行・編集
外部広報→調査士会又は調査士の要望実現方法の一つとして、不動産登記制度とこれを支える調査士制度を広く広報し、国民の強い支持を求めなければ、調査士会又は調査士の要望を実現できない。
【調査士法60条の実現のための手段】
○マスコミメディア広告、
○キャンペーンチラシ、パンフレット、イメージ録画
○市民講演会、公開シンポジューム、
○諸団体のイベントの共催・後援
○周年事業・記念式典等の市民への公開
○教育機関(各地大学等)との連携、寄付講座等への参加

土地家屋調査士会館披露記念講演レポート

第65回連合会定時総会が、平成20年6月16日（月）、17日（火）の2日間にわたり、京王プラザホテルにて開催されました。総会には189名の各単位会会長、代議員、連合会役員が出席し、本年度の事業計画等重要な議案の審議がされました。

17日（火）の定時総会終了後に場所を水道橋の土地家屋調査士会館に移し、日調連新会館披露記念として、法務省民事局長　倉吉敬殿を講師にお招きして、「土地家屋調査士制度」をテーマに記念講演を賜り、法務省民事局民事第二課補佐官　前田幸保殿から、「表示に関する登記の当面する課題について」をテーマにお話をいただきました。

倉吉民事局長の記念講演では、民事局第三課長時代の松岡連合会長との出会いやエピソードも織り交ぜてのご挨拶をいただいた後、ご自身の司法法制部長在任中の、司法制度改革に大きく関与された貴重な経験や、IT社会の中にあって、コンピュータ化が進む現代こそ「人と人」の繋がりが大切である旨のお話、さらには地図整備、登記基準点、筆界特定、ADRのお話を通し、土地家屋調査士への愛情と期待を分かりやすく、ユーモアをこめてお話をいただきました。

引き続き、前田補佐官から、「表示に関する登記の当面する課題について」をテーマに、最近の地図整備を取り巻く情勢や法務局で実施する地図混乱地域の確認調査等への土地家屋調査士の協力方、さらに地籍整備事業への土地家屋調査士の関与、オンライン申請の促進等々に関し、いずれも土地家屋調査士の責務が重大であることについて言及されるとともに、これらの事業のキーマンとなる土地家屋調査士に対する熱い想いを込められながら説明をいただきました。

（取材　広報部理事　廣瀬一郎）

倉吉民事局長

民事第二課前田補佐官

日調連ADRセンタープロジェクト

日本土地家屋調査士会連合会　社会事業部理事　　海野　敦郎

裁判外紛争解決手続（ADR）は多くの分野で実施されています。その中でいくつかの士業団体が実施していますが、単位調査士会が行うADRセンターは多くの市民の相談・調停を行っています。境界に日常的に係わる調査士は境界紛争に直面する可能性が高く、日頃から境界をめぐる紛争の解決するにあたって重要な役割を果たしています。しかし、土地家屋調査士としての限界もあり解決に至らない場面もいくつかあります。連合会ではADRを活用した「境界問題相談センター」を推進し、愛知・大阪・東京の土地家屋調査士会を試行会として順次設立されてきました。その後、土地家屋調査士法の改正によりADRセンターの設立機運は高まり30単位会で設立、運営されています。

各調査士会の「境界問題相談センター」は地域性を生かしながら、運営されていますが、以下の目的のため日本土地家屋調査士会連合会に「日調連ADRセンター」を組成（センター長：連合会小林副会長）しました。

①ADRに関する情報の収集
②各調査士会の境界問題相談センター設立に関する支援
③各境界問題相談センターの大臣指定及び大臣認証に関する支援
④連合会と各境界問題相談センター及び各境界問題相談センター間の情報交換
⑤連合会から各境界問題相談センターへの情報提供等

上記目的に基づいた具体的な取組みが始まっています。

ADR担当者会同

昨年12月9日（日）、10日（月）に全国より未設置会、既設置会の役員・担当者が東京に集まり開催されました。開催された時のセンターの設置数は27で、全国の半数を超えたばかりでした。

会同は法務省大臣官房司法法制部　参事官　内堀宏達殿による基調講演「民間型ADR」“土地家屋調査士の関わり”はADRの必要性、指定と認証についての講演で、スタートしました。特に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）は**「紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的に、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定めるとともに、民間紛争手続（民間事業者が行ういわゆる調停・あっせん）の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図る」**目的で、概要について話されました。講演後は、設置会と未設置会に分かれ分科会が開催されました。設置会の分科会では、運営している中での問題点、苦労した経験等、また未設置会の分科会では、設置の必要性、準備の方法、運営方法等熱心に聞き、活発な意見交換がされました。

翌日の分科会は設置会、未設置会が混在する10班に分かれ、**運営、研修、財政、認証、筆特**の5つのテーマについて討議、議論が交わされました。最後に各班の代表により発表が行われ会同は閉会しました。

開催にあたり事前アンケートでは

未設置会

「人」　会員の理解を得ること、相談員・調停員・運営委員の選考方法、弁護士会との協力・調整、研修の計画・実施、事務局員の研修等。
「物」　事務局、相談室、調停室の確保等。
「金」　設置にどのくらいの費用が掛かるか、また、毎年どのくらいの予算が必要か等。

課題・問題点、悩み等があげられました。

既設置会では、取り扱い領域について各会の現状、

扱い件数の推移、運営上の失敗事例、成功事例、悩んでいる事例等、筆界特定との連携、認定調査士の関わり、相談員・調停員、運営委員、事務局の研修等の回答がありました。

会同終了後、基調講演の感想、会同についての意見、連合会 ADR センターに対する感想、要望等についてのアンケートを実施しました。詳しい内容につきましては各会配布の ADR 担当者会同資料集をごらん下さい。

認証申請の支援

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）第 5 条に規定する法務大臣の認証を受けた事業者は現在（平成 20 年 6 月 13 日現在）14 で 8 事業者が士業です。弁護士会の 4 会に次ぐ 2 会が土地家屋調査士会です。昨年 12 月 17 日に大阪土地家屋調査士会が（裁判外紛争解決機関（かいけつサポート）としては第 6 号）、本年 1 月 25 日に愛媛県土地家屋調査士会が（裁判外紛争解決機関（かいけつサポート）としては第 8 号）を受けました。

なお、詳細につきましては法務省ホームページ「かいけつサポート」http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/adr-index.html　を参照願います。

大阪会、愛媛会は ADR 法第 5 条の認証を受けるためそれぞれのセンターの運営規則を ADR 法第 6 条（認証基準）第 1 号から第 16 号に則り、弁護士会、学識経験者の協力をいただき作成し、付随する必要規定、手続マニュアル等を整備して、法務省大臣官房司法法制部と事前相談、申請、ヒヤリング等を行い認証に至っています。

日調連 ADR センターは、認証手続について、大阪会・愛媛会の認証手続経験者の協力を得て、各調査士会の支援を行っています。具体的には、ADR 法と各会の規則が整合しているか、手続が規則と整合しているか等。また、司法法制部の行うヒヤリングの模擬練習、注意点等を各調査士会と個別に行っています。特に、ヒヤリングについては大阪会・愛媛会の経験を生かした細かな点まで行っています。是非、司法法制部に事前相談を行う前に日調連 ADR センターにご連絡をお願いいたします。

規則作りで認証を意識しすぎることなく、各単位調査士会の実情に即し市民の立場に立ち利用しやすく、運営しやすいセンター作りが必要と思います。

今後の体制について

土地家屋調査士会が行う「境界問題相談センター」は専門的な知識を持ち、豊富な経験を有する土地家屋調査士が行うことで社会に貢献できる大きな広報活動の一つと考えます。

センターに関わる土地家屋調査士が相談員・調停員あるいは運営委員として活躍するためにも研修体制を充実する必要があります。また、現在「境界問題相談センター」の設置を検討している調査士会につきましては、開設に向けた問題点、疑問について出来るだけお答えし、情報提供、情報交換等行いたいと考えています。

本年度も昨年実施の担当者会同の形式を予定し、現在実施する方向で調整しておりますが、各調査士会及び日調連 ADR センターも限られた予算の中で運営されていますので、新しい企画及び最新の状況把握等の実施につきましてはご協力をお願いいたします。

今後は、筆界特定制度との関わり、認定土地家屋調査士の活用など検討を行いたいと考えますが、本年は前に述べました認証申請の支援に力を入れたいと思います。

指定・認証手続きの流れ（イメージ）

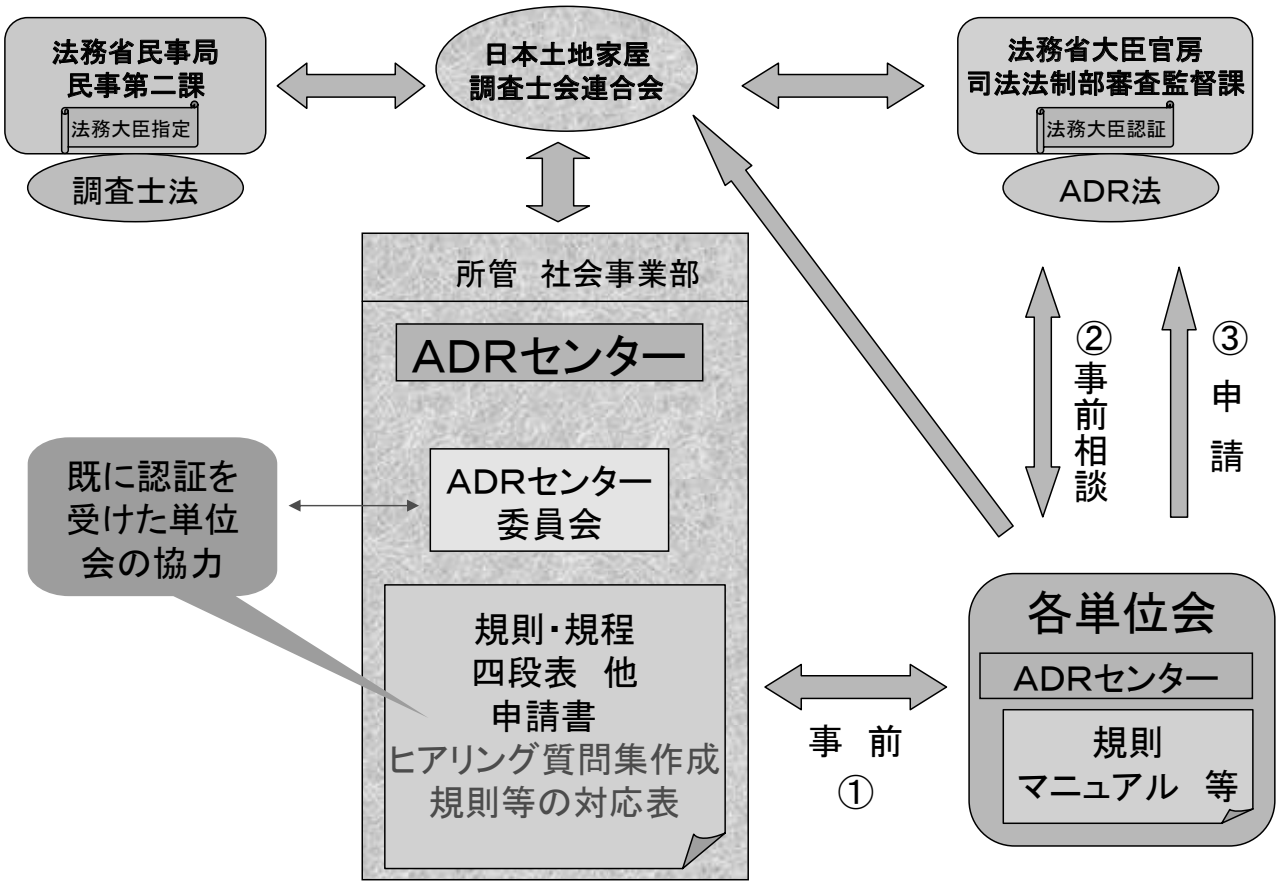

マンションの耐震化

明治学院大学　教授・弁護士　　戎　正晴

『天災は忘れた頃にやって来る』。この有名な防災警句は寺田寅彦の言葉とされるが、実はその膨大な文業のどこにもこの言葉は発見されないらしい（池内了：「寺田寅彦と現代」みすず書房［2005］135頁）。しかし、関東大震災後に書いたいくつかの作品の中には『この経験をよく噛みしめて味わって、そうしていつかはまた起こるべき同じような災害をできるだけ軽くするように心掛けたいものである』とか『自然の歴史が繰り返されるとすれば、20世紀の終わりか21世紀の初め頃までには、もう一度関東大震災が襲来するはずである…困った事には、その頃の東京市民はもう大地震の事などは綺麗に忘れてしまっていて、大地震が来た時の災害を助長するようなあらゆる危険な施設を蓄積していることであろう』とか『天恵の享楽にのみ夢中になって、天災の回避の方を全然忘れている』といった我々にとっては耳の痛い文章がある。

私の専門は区分所有法制であり、平成7年の阪神・淡路大震災の体験者としてマンションにおける防災・減災にも高い関心を抱いているが、遺憾なことに、同震災後も依然としてマンションにおける防災・減災はそれほど進んでいないのが現状である。平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（いわゆる耐震改修促進法）が制定され、国や自治体でもマンションを含めた建物全般の耐震化を推進中であるが、一昨年の頃より国はマンションの耐震化について以前にも増して大きな声を出し始めた。そのきっかけは平成17年に世間を騒がせた姉歯・ヒューザー問題である。同事件自体は耐震強度不足という設計施工上の瑕疵の問題であり、耐震性能についての偽装がなされたために建築基準上の耐震強度を満たしていないという事案であるが、実は改めて大きな問題を提起した。それは、設計上の偽装や施工の瑕疵がなくても耐震強度が不足しているマンションが日本中に多数存在するという現実である。「構造耐震指標」（Is値）が0.5を下回っていると震度5程度の地震でも倒壊のおそれがあるということで、該当する11棟に対して行政から使用禁止命令が出されたが、我々はあの事件で、マンションの耐震性能が劣悪であるということがどのような事態を招くかを思い知らされたのであった。もちろん、ここまで数値が低いものばかりではないものの、現行法が要求する耐震性能を満たしていない旧耐震基準マンションが全国で約100万戸以上存在する。昭和56年にいわゆる新耐震設計法により建築基準法の耐震基準が改定されており、同年6月1日以前に着工された物件は耐震性能についての既存不適格建物になっている（最も危険だとされるのは昭和46年以前の物件である。施工技術が未確立だったこともあるが、同年に柱の帯筋の鉄筋の間隔がより狭められるなど基準が厳しくなったためである）。そこで、国は新耐震基準に基づく耐震診断・調査及び耐震補強工事を改めて呼びかけた。被災後の復興にお金をかけるよりは防災・減災を援助する方が費用的にも安い。それで生命・財産が守れるのだからということで、どこの自治体でも簡易耐震診断は無料ないし補助金が出ますなどと大いに宣伝するのだが、これが全然進まない。今この瞬間に大規模な地震が来てもおかしくない地域でもそうなのである。その原因であるが、まず第1に、本当にメリットがあるのかどうかいま一つ体感できないということがある。耐震改修工事についての相談を受けたとしよう。「耐震補強しなかったら絶対死ぬんですか」「いや、絶対死ぬとは言えません」「総会の特別決議が必要なのですね」「ええ。理事会だけでは決められません」「めんどうですね。お金がかかるんですか」「かかります」「耐震補強すれば資産価値は上がりますか」「あまり期待できません」「じゃあ、誰がそんなことするんですか」「それもそうですね」などと落語もどきで恐縮であるが、大体このような問答になる。資産価値が上がると言えれば強力なインセンティブになるのであろうが、中古マンションの価格は駅からどれだけ離れているのかだけが全てのようなところがあり難しい。費用はかかるし、価値が上がるわけじゃない、やらなくても死ぬとは限らないとなれば消極的になる

のが人情かもしれない。次に、合意形成の難しさも問題である。工法の選択によっては「専有部分の使用に特別の影響がある場合の承諾」（区分所有法17条2項）が必要になる。この同意権（拒否権）が難しいのは、大規模滅失の復旧の際の時価での買取り請求（同法61条7項）といった金銭と引き換えに強制できるという仕組みが備わっておらず、正当な補償をすれば承諾に代えられるという構造になっていない点である。また、耐震補強の対象になる部分は建物の一部である場合が多い（つまり、あまねく影響が及ぶわけではない）という点である。例えば、眺望に影響を与えるコンクリート製の枠(フレームなど)が窓枠の周りにはみ出すような工法（外付けフレーム工法やバットレス工法）だとか、建物内の開口部にM字型の鉄骨がむき出しになるような工法（ブレース工法）だとか、特定の柱に鉄筋を巻き付けるといった工法(各種巻き付け工法）になると、特定の区分所有者のみが影響を受けることが多くなるため紛争勃発の可能性が出てきてしまうのである。

そこで、マンション耐震化を法律上、義務化できないのかという議論もある。耐震改修促進法上の「特定建築物」（デパート等の公共的建物）は耐震化が義務付けられている（同法6条）が、マンションは多くの人が出入りしても個人の住宅だということで特定建築物とはされていない。しかしよく考えると、例えば少数の人が反対して耐震化ができないとなったら多くの人が命を落とすかもしれないわけである。個人の住宅とはいえ、多くの人が暮らす集合住宅であるマンションについて果たしてそれでよいのだろうかという意見が出てくるのも当然ではなかろうか。マンション管理適正化法に、管理組合は国の定める適正化指針に基づいて適正な管理をしなければならないという趣旨の条文（同法4条）があるが、耐震診断をすることと耐震改修を実施することは適正化指針中の「適時適切な修繕維持」に含まれると解される。また、国交省の「マンション管理標準指針」では、旧耐震基準のマンションについては、診断を行ない委員会等で耐震化を検討していることを管理組合の「標準的な対応」とし、改修工事を実施していることを「望ましい対応」として位置付けられている。マンションの耐震診断と耐震改修は、厳密な意味の法的な義務ではなくとも、その限りで管理組合や構成員たる区分所有者に課せられた責務だというべきであろう。

なお、マンションの耐震化といった場合には、建替えという方法もある。しかし、耐震化が必要なマンションには容積率等既存不適格である物件も多く、建築条件その他の理由で耐震改修工事以上にそのハードルは高い。

来ることがわかっているのに、やるべきであることは頭では理解しているのに目先の効果が実感できないためについつい後回しになる、そのようなことのないようにしたいものである。阪神・淡路大震災以降も地震災害は後を絶たない。幸いにもマンションの大規模被害はないが、それは単なる偶然にすぎない。寺田寅彦の杞憂を現実のものにしないよう居住者のみならずマンションに関わる全ての人が真剣に取り組むべき時期に来ているというべきであろう。

グローカル・スタンダード
土地家屋調査士法第25条第2項――石川会からのリポート

石川県の地租改正・地押調査・地籍編纂に関する調査

石川県土地家屋調査士会　千野原　実

1．資料の収集

まず、明治前期の石川県公報が何処に存在するのかを石川県立歴史博物館の本康宏史学芸専門員から教わったところ次のとおりであった。

「石川県公報」という表題は明治16年7月以降のものに使われた。それ以前は、「布達」、「布告」、「日誌」等いろいろな表題が使われていた。その存在が確認されていないものが多い。

・明治5年11月「石川県布達」は、石川県立歴史博物館に所蔵されている。
・明治6年1月3号、明治7年1月8日1号から10月28日27号までは、「石川県日誌」という表題で、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）に所蔵されている。
・明治6年6月123号は、「石川県布告」という表題で、石川県立歴史博物館に所蔵されている。
・明治6年9月「官許日新表第1輯、第2輯、第2輯続」は、石川県立歴史博物館に所蔵されている。
・明治7年1号(1月)から29号(12月)までは、「石川県日誌」という表題で、金沢市立玉川図書館近世資料館に所蔵されている。
・明治7年から明治10年までは、「石川県布告」という表題で、石川県立歴史博物館に所蔵されている。
・明治8年7月から11月(1号～40号)までは、「日新表」という表題で存在したという記録が内務省年報にあるが、確認されていない。
・明治16年7月から昭和40年12月までは、「石川県公報」という表題で、石川県立図書館に所蔵されていて、マイクロフィルムにしたものを閲覧することができる。
・その他にも断片的にではあるが、石川県立歴史博物館に所蔵されているものがある。

以上の公報等を調査し、関連すると思われるものを拾い出した。

明治8年
　9月13日　183番　不多等級を定むこと（地位等級取調）地租改正取調方心得増補六中
　9月22日　188番　取調に関する苦情の件
明治9年
　7月17日乙45番　越中礪波郡・射水郡・婦負郡の明治8年地租改正着手の件
明治17年
　1月　珠洲郡役所設置の件、周辺測量図、その開庁日
　3月　地租条例（太政官布告）
　9月　**「民有土地処分方心得書」**（明治17年9月10日甲101番布達）
　（地租条例布告を受けた県布達であり、土地種別、丈量、検査、野取絵図帳の記載例等の規定）
　11月　戸長役場の件、「民有土地処分方心得書」更正
　12月　戸長役場の件
明治18年
　1月　戸長役場の件
　2月　「民有土地処分方心得書」更正
　3月　「民有土地処分方心得書」更正
　4月　「民有土地処分方心得書」更正
　12月　**「町村地籍編纂方法」**（明治18年12月24日甲195号石川県布達）
　（地種の区別、境界調査、測量、方積、地籍帳雛形等の規定）
明治19年
　1月　河北郡地籍帳等差出方（明治19年1月25日甲12号石川県布達）

6月　戸長役場の件
7月　戸長役場の件
8月　地籍編纂期日、県令効力日、戸長役場の件
9月　「民有土地処分方心得書」更正
11月　地券用紙、改租未済地、郡区役所職務規程

明治20年
1月　登記済は戸長役場に届け出を要する
2月　登記書式
3月　戸長役場内に設置の登記所、
「民有土地処分方心得書」（明治17年9月10日甲101番布達）廃止、
「民有土地取扱心得並異動地願届手続」（明治20年3月31日県令第62号）
（土地種類、丈量、検査、野取絵図の記載例等の規定）
4月　法令は官報、公報に登載
6月　地所異動の届、租税検査、登記費用、土地調査進捗表
8月　地番更正

また、石川県立図書館、金沢市立玉川図書館近世資料館所蔵の郷土資料の中から関連すると思われる資料を調査し収集した。

・**「地租改正取調方心得」**（明治7年10月12日布達第373番、県令代理石川県権参事熊野九郎）
（一筆限り反別取調、番号、地引図、飛地、地所並地価取調、反別丈量等の規定）
・**「地租改正取調方心得増補」**（明治7年11月、県令代理石川県参事桐山純孝）
・**「地租検査手続附録」**（明治18年12月、石川県収税長梅原可也）
（土地丈量、検査等の規定）
・「現行石川県令類纂」「石川県令目録」（明治23年3月5日石川県第一部文書課編）
（明治11年12月17日から明治22年6月までの県令）
・絵図･地図目録（金沢市立玉川図書館近世資料館）
・加越能の町村図目録（金沢市立玉川図書館近世資料館）
・石川県郷土資料総合目録（石川県立図書館、金沢市立玉川図書館近世資料館）
・地籍及び地籍帳地図目録（石川県立図書館）
・「石川県町村合併誌　上巻」
・「石川県史料第3巻」に、旧慣習は、1歩＝方6尺3寸、1石＝240歩の記載あり。
・「石川県史第4編明治時代」第1章第1節県治一般、第2節郡市町村治、附録第一年表

2. 収集した資料に基づく年表の作成

次に、収集した資料に基づき年表を作成した。

慶応4年3月　6日	能登の旧幕府領及び幕臣領（土方領）を仮に前田氏の管轄とする。
明治2年6月17日	版籍奉還。加賀、大聖寺、富山藩を廃し、改めて金沢、大聖寺、富山藩を置き、旧藩侯を藩知事に任じて管轄させる。
明治3年5月22日	能登の旧幕府領及び土方領を飛騨県（6月2日高山県と改称）の所属とする。
12月22日	白山々麓18ヶ村（旧幕府領）を本保県の所属とする。
明治4年7月14日	藩を廃し、金沢、大聖寺、富山県を置く。区域は旧に同じ。金沢県：加賀国河北郡、石川郡、能美郡の大部分、能登国の大部分、越中国砺波郡、射水郡、新川郡の大部分。大聖寺県：加賀国江沼郡、能美郡の一部。富山県：越中国婦負郡及び新川郡の一部。
8月	金沢町の区制を定め、第1区から第7区までとする。
11月20日	大聖寺県を廃し、加賀一円（白山々麓を除く）を金沢県とする。旧金沢県に属していた越中国射水郡及び能登国の大部分と高山県に属していた能登国の一部とを併せて七尾県を置く。旧金沢県に属していた越中国砺波郡、新川郡と富山県を併せて新川県を置く。本保県を廃し、白山々麓を仮に福井県に所属させる。
12月20日	福井県を足羽県と改称。

明治５年２月 ２ 日　金沢県を石川県に改称。県庁を石川郡美川町に置く。

２月　郡部に於いても従来の組名を廃し区を立てる。２区を併せて区長、副区長、租税調役各１人を置く。区長は郷長を兼ね､副区長は副郷長を兼ねる。

５月　区制改正。例えば金沢町を石川県第８大区乃至第14大区とする。大区はさらに数小区に分かれる。大区に区会所があり、戸長兼郷長を置き、小区には副戸長兼副郷長及び副戸長並兼副郷長並を置く。

７月　区制再改正。大小区の名称を第何区何番組と改める。第何区の数は旧の大区に同じく、何番組の数は旧の小区に同じ。郷長、副郷長、副郷長並の職を廃し、区は戸長、番組は副戸長又は副戸長並が管掌する。

８月　戸長を戸長心得とし、副戸長を一等副戸長心得、副戸長並を二等副戸長心得とする。又村毎に総代を置き、従来の触次肝煎に代らしめ、助役を置き組合頭に代え、租税調役は毎区の徴税事務を管す。

９月27日　七尾県を廃し、加賀（白山々麓を除く）、能登の２国を石川県とし、石川県の第１区乃至第27区を、石川県加賀国第１区乃至第27区と称し、旧七尾県第１区乃至第16区を、石川県能登国第１区乃至第16区と称す。旧七尾県に属していた越中射水郡を新川県に加えて越中一円を新川県とする。

11月　戸長心得を戸長に、一等副戸長心得を副戸長に、二等副戸長心得を副戸長心得とする。

11月17日　白山々麓18ヶ村を足羽県より割いて石川県能美郡に移し、加賀国第24区に所属させる。

明治６年１月14日　石川県庁を金沢町に移す。足羽県を敦賀県に編入。

８月　戸長を改めて区長とし、副戸長を副区長とし、副戸長心得を戸長とし、総代を副戸長とし、助役を副戸長心得とし、租税調役を廃す。江沼郡及び金沢町には総区長を置いた。

11月10日　区制改正。何番組を小何区と改称し、小区に所属する村の組合せを改める。区長を廃し、副区長を区長、戸長を副区長とし、村に正副戸長を置く。

明治7年10月12日　**地租改正取調方心得**（県布達第373番）

11月　**地租改正取調方心得増補**（県布達）

明治９年２月　石川県に地租改正事務係を設ける。

４月18日　新川県を廃し、加賀、能登、越中の３国を石川県とする。並びに石川県越中国第何区と称する。

８月21日　敦賀県を廃し、そのうち越前国７郡（坂井、南条、丹生、足羽、大野、今立、吉田）を石川県に所属させ、石川県越前国第何区と称する。敦賀郡及び若狭国３郡を滋賀県に所属させる。

11月 １日　区方仮条例を定め、各大区に大区々務所を設け、区長及び副区長各１人を置く。又各小区に戸長１人を置き、その50戸200戸毎に副戸長を置く。金沢町を第10大区として10小区に分ける。

明治11年12月17日　郡区の順序及び郡区役所の位置を定める。町村戸長公選仮規則を定め、戸長は一町村若しくは数町村に一員を置き、

金沢区に在りては7連区に分けて各戸長を置く。戸長の事務を取り扱う所を戸長役所と称する。

明治12年1月18日　戸長役所を戸長役場と改称。
8月21日　戸長選挙法を定め、戸長は毎町村に一員を公選するを本則とするも、亦数町村に一員を置くことを得。

明治14年2月7日　越前国7郡を石川県より割き、また滋賀県より敦賀郡及び若狭国を割いて福井県を置く。

明治16年1月1日　金沢区地籍編製。
5月9日　石川県より越中一円を割いて富山県を置く。石川県の区域は加賀、能登の2国となる。

明治17年6月30日　戸長の民選なりしを官選とする。一戸長役場の連合町村を編制。
9月10日　**民有土地処分方心得書**（県布達甲101番）
11月29日　民有土地処分方心得書中訂正削除（県布達甲118番）

明治18年1月20日　鳳至郡内各戸長役場の名称又は所属町村改定。
6月24日　土地所有者が戸長所轄に居住せざる節代人届方（県布達甲第94号）
12月　**地租検査手続附録**（石川県収税長布達）
12月24日　**町村地籍編纂方法（但し金沢区を除く）**（県布達甲第195号）

明治19年1月25日　河北郡地籍編製地籍帳地図差出の件（県布達甲第12号）
2月16日　町村地籍編纂方法中更正（県布達甲第31号）
6月28日　河北郡地籍編製地籍帳地図差出の件中更正削除（県布達甲第101号）
7月19日　石川県令岩村高俊石川知事となる。
7月31日　石川郡地籍編製地籍帳地図差出の件（県布達甲第117号）

明治20年1月21日　地所質入登記済の者届出方（県令第10号）
3月31日　民有土地取扱心得並異動地願届手続（県令第62号）
5月18日　民有土地取扱心得並異動地願届手続中訂正（県令第105号）

明治21年1月21日　石川郡地籍編製地籍帳地図差出の件中更正（県令第10号）
1月26日　地籍編纂方法書を各郡に下附、地籍編製地籍帳地図差出の件（県令第11号）
3月　石川郡上安原村耕地区画改正工事着手。
3月29日　河北郡地籍編製地籍帳地図差出の件中更正挿入（県令第39号）
5月26日　町村地籍編纂方法地籍帳雛形変更（県令第63号）
6月　石川郡上安原村耕地区画改正工事竣成。
9月13日　土地分割合併に付出願の件（県令第117号）

明治22年1月13日　民有土地取扱心得並異動地願届手続中更正（県令第4号）
3月8日　飛地の編入、所属を定める（県令第24号）
本年4月1日より金沢に市政を施行する（県令第26号）
本年4月1日より県下（金沢を除く）に町村制を施行する（県令第27号）
4月1日　市町村制施行に於いて町村区画改定。
4月29日　土地分割合併に付異動あるもの願出の件（県令第70号）
5月24日　土地台帳謄本請求及土地分裂合併願質入届その他登記に関せざる異動届様式（県令第

80 号）

5 月 31 日　本年 5 月県令第 80 号中更正（県令第 83 号）
民有土地取扱心得並異動地願届手続中丈量図追加（県令第 84 号）

6 月 7 日　土地分合筆に係る出願方改正（県令第 85 号）

6 月 20 日　収税部出張所の位置及び管轄区域を定める（県令第 92 号）

7 月 9 日　金沢市を 13 区に分ける。明治 25 年 8 月 6 日改めて、明治 17 年戸長役場の管轄に同じ 7 区に分ける。

3. 資料の検討

以上の資料をふまえて石川県における地押調査・地籍編纂事業について検討するため、ここからは、金沢大学人間社会学域奥田晴樹教授の論文「石川県の地押調査」を引用する。

（はじめに－略）

一　石川県の地押調査

地押調査とそれに伴う地価修正の実施にあたり、地租条例や「地租に関する諸帳簿様式」とともに、その作業準則としての役割を担ったのは、上掲年表中（略）の地租条例取扱心得書と地租検査手続だったと見られる。

石川県収税長梅原可也は、大蔵省内達の地租検査手続に付加する形で県独自の作業準則として、次の**「地租検査手続附録」**を定め、翌明治 18 年（1885）12 月付で監督員･検査員宛に布達している。（文書略）

この地租検査手続附録から読み取れる、地押調査に臨む石川県当局の方針は、次のようなものだったと考えられる。

第一に、開墾、荒廃、公立学校用地への転用、畦畔の新設や廃除などによる地種・地目の変更、またそれに伴う有租地と無租地の変換について、調査によってそれらの実態を把握し、諸帳簿を訂正することである。この点は、「改租ノ事業整頓以来開墾荒地地目換等ノ事故ニ因リ、（中略）自然在来ノ帳簿図面ト実地ト齟齬スルモノ少ナカラサルノ聞アリ。」（明治 18 年 2 月付の大蔵大臣訓令主秘第 10 号）として、地租条例に基づく諸帳簿の整備を機に地押調査を実施するよう指示した大蔵省の方針と合致している。

第二に、改租時における調査の誤謬を訂正するという点では、一応、検査の際に注意すべき項目を列挙した第 7 条の最後の第 9 項に誤謬地の訂正を掲げているものの、「検査員服案」の第 3 項で、「山林原野ハ改租調査ノ反別最モ確実ナラス、故ニ検査ニ際シ往々差違ヲ生スヘク」と予想しながらも、「検査上止ムヲ得サル場合ニ非サレハ誤謬訂正ノ手続ヲ為サシメサル様、注意スヘシ」としていることに見られるように、まことに消極的な姿勢がとられていることである。こうした姿勢は、大蔵省も「誤謬土地整理ノ趣旨タルヤ鎖少ノ広狭ヲ申告セシメ之ヲ訂正増減スルノ意ニアラサレハ」（「明治十八年地押調査始末」）と認めるものであり、実際、反別の総丈量を実施したのは山口県の長門国、福岡県の筑前・豊前両国、岡山県の美作国、岐阜県、飛騨県の 5 県に止まり、そこに石川県は含まれていない。

第三に、地種・地目の変更に限ったとしても、該当地の地価は新たに算定しなければならないが、地価算定米価は、比較の材料を欠く金沢区を除き、郡村地は各郡とも改租時と全く同額であり、松方デフレによる米価の低落が配慮されていないことである。この方針では地価修正の余地は全然ないように見えるが、実際には修正されているのである。

大蔵省は、地押調査の結果をふまえ、明治 20 年（1887）3 月 29 日付で地価修正に関する甲乙 2 案を閣議に提出している。そのうち乙案は、「改租ハ未曾有ノ重典ニシテ当初既定ノ地価ニ就キ各県各地逐一審案スルトキハ小差異小不公ナキ能ハス」との認識に立ち、「其小差異小不公ノ顕著ナルモノ」の是正をはかろうとしたものである。石川県は、是正対象となった府県の一つで、次のように説明されている。（文書略）

ここで、大蔵省は、石川県の加賀・能登両国の反当たりの収穫米と地価を、隣接する越中・越前両国と比較して高いとし、とりわけ収穫反米は旧藩時代の重い貢租に起因して「高キニ失シ」ているとの認識を示して、それを引き下げて田方の地租を総額で 53,934 円、率で 8.34 パーセントほど下方修正するよう提案しているのである。

閣議は石川県を含む諸府県の地価修正を許可し、大蔵省は、これを受けて直ちにそれを実施し、同年 9 月 27 日付で大蔵大臣から内閣総理大臣に対し「特別地価修正処分結了ニ付申報」を提出した。そこに掲げられた石川県の地価修正の結果は次頁の表 2 に示した通りである。（表略）

これによれば、郡村地の田・畑・宅地で総額

37,952円66銭9厘の減租となる地価修正が実施されている。この数値は、前出の乙案における田方の減租額である53,934円よりも、田方で22,391円77銭4厘、総額で15,981円33銭1厘ほど低く抑えられた結果となっている。

二　地押調査と地価修正の実態

では、一体、石川県における地押調査と、それに伴う地価修正の実態はどのようなものであったのだろうか。これについては、県内各地に残されている、その断片的な痕跡を示す関係史料を手がかりに垣間見ていくほかに、現在のところは手立てがないようである。

石川県石川郡蝶屋村末正区（現、美川町）で、大正9年(1920)2月10日付で取り決められた「定約書」の一節に、「明治十九年及び仝二十年ニ亘ル地押調査」云々とある。これによれば、石川県加賀国石川郡末正村（当時）では、明治19年（1886）から翌20年（1887）かけて、地押調査が実施されたという。明治19年には、同県加賀国能美郡湯谷村（現、寺井町）で地押調査を機に割地が実施されており、また同県能登国鹿島郡花園村（現、七尾市）では県ないし郡が割地慣行廃止の指導に乗り出しているが、これは地押調査の実施に伴うものと推定される。いずれにせよ、これらの事例から、明治19年の時点で、地押調査が実施されていることは間違いないと見られ、前引の「定約書」での記述は、石川県において地押調査が実施された時期を特定する上で、二次史料ではあるが、信頼に足る史料的価値があると判断してよかろう。

もっとも、石川県の地押調査が、明治19年から翌20年にかけて実施されたことは確かだとして、その始期と終期を特定することは別問題である。地押調査の実施が府県に指示されたのが前述したように明治18年2月であり、また前引の地租検査手続附録が石川県収税長から監督員・検査員に布達され、各区町村における地押調査の作業に対する監督・検査の方針が提示されたのが同年12月であるから、おそらくその間か、あるいはこの収税長布達が出された後に、調査作業が実際に着手されたと見るのが妥当なところだろう。もっとも、現在までのところ、明治18年中に地押調査が実施された形跡を示す史料に遭遇していないので、それはあくまで推定に止めざるを得ない。

一方、終期については、地押調査に伴う地価修正の問題や、引き続いて実施された地籍編纂と関連すると考えられる。石川県の地価修正は、前述したように、明治20年3月29日付での大蔵省案の閣議提出を経て、同年9月27日付での大蔵省の結了申報で決着したわけだから、当然、県内での作業はそれまでに終了していなければなるまい。しかし、地価修正の終結をもって、地押調査の終結と同一視することには慎重を要する。

明治20年3月29日付で大蔵省が閣議に提出した地価修正案には、次のような実施手順も盛り込まれていた。（文書略）

この実施手順では、第11項に定められているように、地押調査と地価修正の両作業は併行して進めることになっている。しかし、大蔵省が閣議に提出した地価修正案に添付された問答形式の「弁明」と題された説明は、その末尾に次のような問答を掲げている。（文書略）

この説明では、地価修正を先行させ、しかる後に地押調査の作業にとりかかる、という段取りになっている。つまり、地押調査と地価修正の両作業の関係という問題で、大蔵省の方針は、実施手順の併行論と説明の先後論と、両論併記なのである。したがって、両作業の関係は、各府県での作業実態に即して確かめていくほかはない。ここでは、両作業が石川県でどう関連しつつ実際に展開したかについて、考えてみたい。

明治21年（1888）1月27日付で、石川県加賀国石川郡蓮池村（現、美川町）の惣代大西五三郎に対して、おそらく蓮池村が所属する連合村の西米光村等戸長役場の筆生（書記）からと考えられる、次の呼び出し状が出されている。（文書略）

前述したように、田畑特別地価修正法が公布されたのは明治22年だから、ここに登場する地価修正は、地押調査に伴うそれだと考えられる。したがって、この呼び出し状が出された明治21年1月の時点では、蓮池村では地押調査の核心をなす作業であり、その事業名称の由来と見られる地押丈量、すなわち地租改正事業で行われた土地測量のやり直しが終了し、一筆、つまり個々の地片ごとに地価を確定する作業に取りかかっていることがわかる。この蓮池村は、前出の末正村と同じ連合村に所属しており、同じ連合村に所属しながら、バラバラに地押調査に取りかかるとは考えにくく、両村は同じ作業の工程および日程を辿っているものと見て差し支えなかろう。

地租改正の際の地価決定作業に徴すると、隣接各村の比較が重要な決定因子となるのが一般的だから、この地押調査に伴う地価修正の場合もそうした手続きを踏んだものと見るべきだろう。そもそも、

この呼び出し状は、各村で作成されている「地価修正一筆限帳」の提出について、連合村に所属する各村の惣代を緊急招集して協議するという趣旨であり、そこでの協議の中身は、各村の調査結果を比較し、公平を損なわないよう調整する作業に関わる可能性が高いものと推測される。これを要するに、末正・蓮池両村が所属する連合村では、明治19年から翌20年にかけて地押丈量を実施し、21年には地価修正の作業に取り組んだ、と考えられるのである。

末正・蓮池両村と同様、石川郡に属する吉野村（現、吉野谷村）では、同じく明治21年3月付で、吉野村等戸長役場から吉野村地主総代人岩倉長太郎ほか3名に対し、地価修正に伴い地券の訂正を出願する場合の書式について、次のように布達されている。（文書略）

当然、ここでの地価修正も、地押調査に伴うものだと考えられる。この史料によれば、石川県は昨20年に告示第34号で「地券書換出願順序」を布達しており、地押調査に伴う地価修正による地券の書き換えも、その第4号書式に準拠するよう、吉野村等戸長役場は指示している。こうした指示が一連合戸長役場限りで出されるとは考えられないので、この措置は少なくとも石川郡管内、おそらくは石川県全管内でとられたものと思われる。したがって、この史料は、明治21年に、末正・蓮池両村や吉野村が所属するそれぞれの連合村で、地押調査に伴う地価修正が取り組まれたことを直載には物語っていると同時に、それが石川郡、さらには石川県全管内で実施された可能性を示唆している。

明治20年9月4日付で、石川県収税長南梃三から同県鳳至郡長中村邦彦に対し、地価修正について、次のように布達されている。（文書略）

ここでの地価修正も、やはり地押調査に伴うものと見てよかろう。この布達では、地価修正を、石川県能登国鳳至郡の全管内で、しかも郡村地の田・畑・宅地の全地目の全筆を対象として実施するよう指示されている。そして、地価修正による減租をこの20年度から実施する方針が明らかにされ、修正された地価を書き上げた「一筆限帳」を同年1月現在に遡った日付で提出することや、それに間に合わなかった分は後日、上申するよう指示されている。当然、これらは後日、該当者の納租額を是正するとの含みであろう。

こうした鳳至郡での動きと、前述した石川郡の諸村での動きと併せて考えると、明治20年の後半、おそらくはこの布達が出された9月以降、当20年度から地価修正による減租実施を掛け声に、地押調査の核心をなす地押丈量の完了を督促し、地価修正へと作業工程を一挙に推し進めようとする県当局の指導が全管内で一斉になされたのではなかろうかと推測される。

前出の蓮池村総代に対する21年1月末の招集は、「地価修正一筆限帳」の提出に関する協議のためのものだった。ということは、まだこの時点でも、蓮池村が所属する連合村から郡ないし県へはそれが提出されていないということになる。県当局の指導が上述の如くであったとすれば、その招集が「極至急」のものとなった事情も大方は想像がつくであろう。また、翻って、県が地押調査の促進策を講じなければならない、村々での作業の進捗状況も垣間見えてくるであろう。

県の鳳至郡への布達に示された、地価修正の方針が、鳳至郡に限定されたものなのか、それとも全県に適用されたものなのかは、傍証を欠くので、ここではその判断を留保せざるを得ない。そうした前提に立った上で、この方針の内容を見てみよう。

（地価修正方針の詳細ー略）

これまで検討した結果から、地押丈量は明治20年中、それに伴う地価修正は翌21年初頭にかかって実施された、と考えてよかろう。しかし、そうなると、前出の明治20年9月29日付の結了申報との関係が問題とならざるを得ない。すなわち、在地レベルでの作業が終結していない前に、県レベルでの地価修正総額が決定されているのである。この食い違いは、各町村に修正額を割り当てていく配賦方式をとれば解決できるだろう。ちなみに、明治22年の特別地価修正の際も、「全国ノ達観ヨリシテ一国一郡若クハ一市一町村ノ上ニ就キ調査セルモノナレハ、市町村各地ノ権衡如何ハ各地主ノ協議ニ依リ配布スル」という配賦方式がとられている。

このように石川県が鳳至郡にその実施を指示した地価修正の方針は、既存地の全面的な地価修正であり、しかもほぼ確実に減租に繋がる体のものであった。さすれば、かかる方針での地価修正を、県が鳳至郡にのみ実施させたとは考えにくい。そして、この推定は、前出の大蔵省の地価修正案や結了申報に見られる地価修正が石川県全管内を対象としたものであること、また特定の郡のみに実施させたとは考えにくい配賦方式がとられていると推定されることを想起すると、極めて高い蓋然性を有すると言えよう。

地押丈量や地価修正の実施時期を上述の如く考えるとしても、まだ諸帳簿・図面の調製という問題が残されている。これは、石川県における地押調査の終期や、地籍編纂の事業をめぐる問題と関連してく

るだろう。

三　石川県の地籍編纂

前出の佐藤甚次郎によれば、内務省の指示による地籍編纂の事業は、明治7年（1874）12月28日付の内務省達乙第84号で、地籍編纂の実施とその雛形を各府県に布達したのに始まり、明治23年（1890）6月26日付の内務省官制改正で同省地理局地籍課が廃止され、また同地誌課も地誌編纂事業を文部省に移管し、地籍編纂事業は取り止めになったという。そして、事業の実態について、「どれだけの府県が完了し、未了は何県であったかは、今のところ明瞭にし得ない。」と佐藤は述べている。このように、「明治7年着手、明治23年中絶」というのが佐藤が描く地籍編纂事業像だが、どうも石川県での動きを見ると、それとは随分、異なる成り行きのようである。

明治22年（1889）7月1日付で、石川県石川郡吉野谷村役場は、同村字木滑の編纂委員河合与兵衛ほか2名に対し、地籍編纂につき、地籍帳と絵図の提出を、次のように督促している。（文書略）

吉野谷村では、近世の村を引き継ぐ住民組織である村内の各字ごとに二、三名の編纂委員を置いて、かねて地籍編纂事業に着手していたが、この木滑からは地籍帳と絵図が提出されておらず、「其筋」、つまり郡ないし県から督促を受けたので、同月5日までに差し出すよう、同字の編纂委員に指示したのである。僅か数日の猶予しか与えず、提出を督促しているところから見て、一つには郡ないし県の督促が相当に厳しいものであったろうことが推測されるとともに、村当局が所属する各住民組織の実情を知悉し、その協力を支えに村の行政万般を進めてきた同村のあり方から、実行不可能な指示を出すとは考えにくいので、おそらくは提出さるべき木滑の地籍帳と絵図は既に大方が出来上がっているものと思われる。

この吉野谷村は、前出の吉野村が所属する連合村が町村制の施行に伴って町村合併して成立したもので、前述したように、ここでは前年の明治21年初頭までは地押調査に伴う地価修正の作業に携わっていた。地籍編纂事業はそれに引き続く形で着手されたであろうことが、この明治22年7月の時点で、作業が最終段階を迎えたことを物語ると思われる、地籍帳と絵図の提出が問題になっていることから、遡及的に推定できよう。もっとも、同じ石川県管内でも事業の進捗状況には地域差があったものと見られる。

明治24年（1891）8月12日付で、石川県鳳至郡諸岡村大字六郎木（現、門前町）の地籍編製のための地図調製につき、同大字の地籍編製委員・地主惣代のほか、諸岡村長や同村内外の隣接地域の地籍編製委員・地主惣代・村長が連署・連印して相違ないことを、次のように確認している。（文書略）

この文書は、六郎木の地籍図53葉に添付されたものと考えられるが、地籍図からは分離された状態で伝存している。

鳳至郡では、各住民組織ごとに事業担当者を置く点では先の吉野谷村と同じだが、その名称は「編纂委員」ではなく、「地籍編製委員」となっている。また、地籍編纂事業の最終段階で作成されたと考えられる、この文書の日付は明治24年8月であり、これは、ここでの事業の進捗が吉野谷村よりも丸2年ほど遅れていることを示していると思われる。さらに、その日付が、前出の佐藤が事業中絶の時期と説く明治23年6月から、1年余の後であることにも注目せざるを得まい。

これを要するに、この文書は、石川県内における地籍編纂事業の進捗状況に地域差が認められることとともに、佐藤が説くように、たとえ中央レベルでは地籍編纂事業が中絶されたとしても、各府県レベルではそれぞれの事情ないし経緯により事業は継続されていたことを物語っていると言えよう。これは、吉野谷村の事例で推定したように、石川県における地籍編纂事業の着手時期の問題とも併せ、佐藤が描く「明治7年着手、明治23年中絶」という地籍編纂事業像に、検討の余地があることを示唆しているのではなかろうか。

その際、この地籍編纂事業と地租改正事業との関連、とりわけ租税を所管する大蔵省と、土地を所管する内務省の権限と事務を、改租作業の中で調整する必要に迫られて地租改正事務局が設置された経緯に関わって、地籍編纂事業にどのような展開が見られたか、という視点に留意する必要があろう。

佐藤によれば、内務省、前述したように、明治7年12月28日付で地籍編纂事業着手・官員地方派出を一旦は布達したが、それからほどない翌8年（1875）2月15日付の内務省達乙第19号で官員地方派出の延期を通達する。そして、省内での「詮議」を経て、明治9年（1876）4月22日付で地籍規則を議定して、同年5月13日付の内務省達丙第22号であらためて官員の派出を府県に布達し、さらに同月13日付で地籍例式、同月16日付で地籍編製出張官心得書を議定して、同月23日付の内務省達丙第35号を若松県など12県に出し、地籍編製地方官心得書を示すとともに、官員の派出を通達した。しか

し、明治9年5月17日付と同年6月7日付で2度にわたり、若松県が改租事業を優先して地籍編纂事業を延期したいと上申したのを受けて、内務省も一旦は拒否したものの、結局、許可している。そして、地籍編纂事業は、明治10年（1877）の減租を機に、各地に派遣された官員を一斉に召還して、一時中断されたとする。さらに、明治13年度（1880）に各府県に対する同事業費の補助がなされた事実を挙げ、この年度には事業が再開されていると見ている。

このように、佐藤も、地籍編纂事業が中断を繰り返す曲折に満ちた展開過程を辿ったことを追跡し、その中断がいずれも改租事業との関係を配慮したものであろうと推測はしている。しかし、事業着手直後の中断と北京談判帰国後の大久保利通による一連の内政充実策、とりわけ改租事業への梃入れとの関係、また若松県に対する事業延期許可と事業方針全体の関係、さらに明治10年減租を機とした一時中断や明治13年度以降の事業再開の背景も、十分に追求されているとは言い難いように見受けられる。それらの一連の動きに通底するものは、明治9年中の改租全国一斉完了の拙速方針が強行され、民衆の激しい反発を招いて同年末には伊勢暴動まで惹起し、明治10年の減租実施に追い込まれ、ようやく明治13年中に完了への見通しがついた、地租改正事業の動向との関係ではなかろうか。このように、地租改正事業との関係抜きには、この地籍編纂事業の展開の十全なる理解はなし難いのではあるまいか。もっとも、この問題の立ち入った検討は後日を期したい。

四　石川県の町村地籍編纂方法

石川県は、明治18年（1852）12月24日付の県布達甲第195号で**「町村地籍編纂方法」**を、金沢区を適用対象から除外して布達している。前出の六郎木の地籍編製委員前田竹次郎が署名した年次未詳の「町村地籍編纂方法」という冊子が伝存している。この冊子と同一文面のものが、現在、同じ門前町に属する和田区にも伝存している。これらの冊子は、地籍編纂の準則として全管内に布達された石川県布達のそれと文面がほぼ一致している。異なる点は、明治19年（1886）2月16日付の県布達甲第31号による改正、および明治21年（1888）5月16日付の県令第63号による改正で改められた箇所があり、また地図の雛形が添付されていることである。つまり、これらの冊子は、明治21年5月16日以降における地籍編纂事業の実施過程で用いられたものと考えられる。

ところで、佐藤によれば、こうした準則は、前出の明治9年5月23日付の内務省達丙第35号で若松県など12県に布達され、佐藤が全府県に通達されたものと推定する、地籍編製地方官心得書に依拠したものとされ、幾つかの府県のものが紹介されている。しかし石川県の地籍編纂事業を検討する上での基本史料と考えられる、この「町村地籍編纂方法」はそこでは紹介されていない。そこで、分量の関係から適宜その一部を省略しつつ、煩を厭わず、以下にそのあらましを紹介しておきたい。（文書略）

以上の**「町村地籍編纂方法」**の内容に関する注目点を若干、指摘しておこう。

第一に、各町村における地籍編纂事業の担当者の職名は、この準則の規定（第7条）では、吉野谷村の「編纂委員」ではなく、現門前町域の事例に見える「地籍編製委員」となっていることである。第8条第3項などに「地籍帳」という用語が登場しているが、前出の佐藤によれば、明治16年（1883）4月20日付の内務省達乙第16号で「地籍帳」は「地籍」と改められている。この「地籍帳」の用語に見られるように、この準則自体が中央の指示にかならずしも忠実に従っているわけではないように、各町村でもこの準則になにもかも縛られていたというようでもなさそうである。

第二に、第19条第7項で、民有地と道路・並木敷の境界が不分明の場合、民有地の測量を優先するよう規定していることである。ここには、土地私有権の保護を重視する政策的立場が垣間見られるが、当然、それはまた公私の境界問題での紛議を避け、事業を円滑に進めようとする姿勢の表れでもあろう。

第三に、内容の大半が、地租改正事業で確認された官民の所有地本体ではなく、その周辺や境界の領域に関するものであることである。これは、この地籍編纂事業が、地租改正事業における測量（地押丈量）と所有権確認の作業を補完するものであることを物語っていよう。さすれば、地租改正事業の結果を補正するために地押調査が実施される以上、その成果をふまえて地籍編纂事業を実施するという段取りをとるのが、その目的に最も適合的かつ効率的だと判断するのが自然だろう。ただ、その場合、官民の所有地本体について、地租改正時の調査結果をそのまま用いるとした、前述の第13・14条などの規定では、地押調査との関係で齟齬が生じる。前述したように、事業がかならずしもこの準則通りに実施されているとは限らない面もあるが、この問題が実際にどう処理されていったのかを検討する作業は、

ここでは後日の宿題とせざるを得ない。

石川県は、この準則に基づく地籍編纂事業を実施するため、どのような指導方針をとったのだろうか。以下、県の布達を手がかりに、それを追跡してみよう。

明治19年(1886)1月25日付の県布達甲第12号で、加賀国河北郡の各村に対して、同年1月11日現在の地籍を編製し、地籍帳と地図を同年7月31日までに提出するよう、次のように指示した。(文書略)

しかし、同年6月28日付の県布達甲第101号で、調査現在日を同年7月1日に修正し、提出期日を削除している。地籍編纂事業は、同年1月25日付で河北郡に対し県下で最初に着手が指示され、僅か半年の事業期間で完了することが命ぜられたわけだが、半年たってもはかばかしい進展がみられなかったようである。そこで、調査現在日を繰り下げることで、実質的にその着手を再度指示するとともに、一転して事業期間を限定しない方針に転じたのである。この背景には、地押調査とそれに伴う地価修正の作業、とりわけ政府が石川県の地価修正に踏み出したことで、その実施が待ったなしのものとなった後者との関連という問題があると考えられる。

もっとも、同年7月31日付の県布達甲第117号で、加賀国石川郡の各町村に対して、明治20年(1887)1月1日現在の地籍を編製し、地籍帳と地図を同年7月31日までに提出するよう、次のように指示した。(文書略)

ところが、石川郡の場合も事業は大幅に遅れ、提出期限を半年も過ぎた明治21年(1888)1月21日付の県令第10号で、調査現在日と提出期限をともに丸1年延期する措置がとられている。県当局は、その線で全管内の足並みを揃えようとしたものと思われる。同年1月26日付の県令第11号で、加賀国江沼・能美両郡と能登国羽咋・鹿島・鳳至・珠洲4郡に対して、同年1月1日現在の地籍を編製し、地籍帳と地図を同年7月31日までに提出するよう、次のように指示した。(文書略)

さらに、提出期限の規定を削除されていた河北郡についても、調査現在日と提出期限をともにこの線に統一する措置をとっている。これを要するに、結局のところ、石川県において地籍編纂事業が県下一斉に本格的な取り組みが始められたのは、地押調査に伴う地価修正が終了したと見られる明治21年初頭以降である。それが地押調査における諸帳簿・図面の調製作業と重なり合う形となっている点は、地押調査と地籍編纂の関連如何という関心からは注意されるべきだろう。そもそも、地籍編纂事業の準則が地押調査に伴う地価修正に取り組む県の作業方針(地租検査手続附録)と同時期(明治18年12月)に定められていることは、石川県には当初から二つの事業を関連づけて進めようとする意図があったことをうかがわせるのではなかろうか。

ところで、県下一斉に本格的着手から僅か半年後の同年7月31日の提出期限に向かって、順調に地籍編纂事業が進んだかと言えば、どうもそうではないようである。前述したように、明治21年5月16日以降における地籍編纂事業の実施過程で用いられたものと考えられ、地図の雛形が添付された冊子が存在し、また、調製された地図を確認する文書が明治24年(1891)8月12日付で作成されている。これらに徴すると、地籍編纂事業は、提出期限以降もしばらくは続けられていたと考えざるを得まい。

まとめにかえて

ここでは、石川県の地押調査について検討を試み、以下の歴史認識を開示し得たと思われる。

すなわち、石川県の地押調査は、明治19年以降に着手され、明治20年後半以降、県が全管内で、それに伴う地価修正による減租を掛け声に、その促進をはかったと見られる。その結果、地押丈量をふまえた地価修正は、明治21年初頭には終了したと考えられる。引き続いて、地籍編纂事業が、地押調査における諸帳簿・図面の調製作業と重なり合う形で、本格的に着手される。それは、地押調査に伴う地価修正に取り組む県の作業方針と同時期に定められた準則を手引きに実施され、中央でこの事業が打ち切られた後も暫くは継続されたものと見られる。

これらは、石川県の地押調査の全貌を明らかにする作業にとって、僅かな手がかりにすぎない。その経緯と実態の本格的な究明は、依然、今後の課題として残されている。

(注ー略)

(付　記)「石川県の地押調査」は、金沢大学人間社会学域奥田晴樹教授が執筆し、『金沢大学日本海域研究所報告』第35号、2004年3月に掲載されたものである。
奥田教授には種々ご教示をいただいたうえに、論文の掲載につき快諾をいただいた。ここに記して深く謝意を表したい。

特定認証局の動き

あらためて「認証局」について考えてみませんか

日調連特定認証局運営委員会運営委員　堀越　義幸

連合会の事務所移転にともない、別紙のとおり連合会認証局の特定認証業務の変更認定がなされました。

連合会認証局は「電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）」により平成17年より特定認証業務を行っています。所管省は法務省、総務省、経済産業省の3省となります。

電子署名法は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度、その他必要な事項を定めることにより、国民による電子署名の円滑な利用を確保し、電子商取引をはじめとするネットワークを利用した社会経済活動の一層の推進を図る法律です。

また、連合会認証局のように特定認証業務を行う者として認定を受けた者（認定認証事業者）は、一定の要件を満たすことにより、政府認証基盤（GPKI）におけるブリッジ認証局との相互認証が可能となり、また、公的個人認証サービスを行う地方公共団体に対して電子証明書に関する失効情報の提供を求めることができます。

ここでいう一定の要件とは運用面で非常に厳格なものとなっています。情報セキュリティという面で考えると、これらは国策面でもっとも厳重に管理されるべき情報であり、当然のことなのかもしれません。

ここで改めて、認証局関連の用語の整理をしてみましょう。もともと国際ルールにしたがったものなので、英文が多くなる点が馴染みにくいです。

○認証局
（CA：Certificate Authority）

電子証明書の発行・更新・失効、認証局の秘密鍵の生成・保護及び利用者の登録をおこなう機関です。その内容としては利用者の審査・登録をおこなう登録局（RA）、電子証明書の発行・管理を行なう発行局（IA）、電子証明書の失効情報などを公開するリポジトリなどとなります。

土地家屋調査士業務に関連する認証局として押さえておきたいのは、政府関係の認証局と申請者の電子証明書を発行する認証局であります。

政府関係の認証局は、その最適化計画が実施されています。
http://www.gpki.go.jp/documents/gov.html

「平成13年4月から運営している政府認証基盤は、全体として、各府省単位に構成される府省認証局における官職証明書等の発行機能が重複しているとともに、運用管理業務についても、各府省の責任において行う必要のある当該証明書の発行に係る審査、発行指示その他の登録業務を除き、システム処理を中心とする当該証明書の発行、システム等の監視その他の業務を集約・一元化する余地がありました。

このため、政府認証基盤については、「電子政府構築計画」（平成16年6月14日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、府省共通業務・システムとして、システムの共通化・一元化を内容とする最適化計画を策定し、システムの見直しを進めることとされ、平成17年3月31日に「霞が関WAN及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画」（以下「最適化計画」という。）が各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議で決定されました。

最適化計画の主な実施内容として、府省認証局を廃止し、官職証明書、サーバ証明書及びコード署名証明書等を一元的に発行する政府共用認証局へ移行することとなっております。

法務省オンライン申請において、本年6月電子証明書の入替作業が必要になったのも、この計画にしたがったものと思われます。

皆さんが利用されているパソコンに電子証明書が登録されていませんと、エラー画面が表示されたり、次の作業に進めなかったりします。

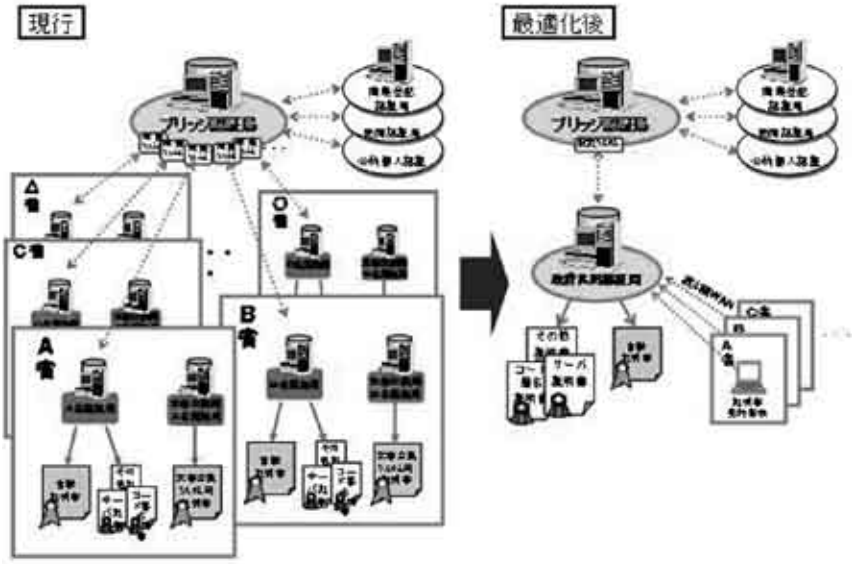

○ CP（Certificate Policy）

認証局が電子証明書を発行する際の運用方針を定めた文書

○ CPS

（Certification Practice Statement）

認証局の信頼性、安全性を対外的に示すための認証局運用実施規定。

CP が何を運用方針にするのかを示すのに対し、CPS は運用方針をどのように適用させるのかを示してします。

○ CRL

（Certificate Revocation List）

さまざまな理由により有効期間内に無効（取消された）となった公開鍵証明書のシリアル番号の一覧をいいます。証明書を発行した認証機関である認証局（CA）や検証局（VA）が管理を行い、失効した証明書シリアル番号､失効理由、CRL の発行者、発行日時 などを付加し、電子署名を付与します。

まだケースは少ないですが、民間認証局の電子署名が付与されている場合には、この CRL も確認する必要があります。なお、公的個人認証の電子証明書では CRL は公開されていません。

電子証明書の失効情報を通知する手段としては、他に OCSP（Online Certificate Status Protocol）という方式もあります。

電子証明書の最初の登録の際には、特に「フィンガープリント」を確認する必要があります。これは日本語に直すと「拇印」や「指紋」という意味で、デジタル証明書などが改ざんされていないことを証明するデータです。メッセージ本体をハッシュ関数にかけてえられたフィンガープリント（パソコンが自動的に行ないます）と、別に入手したフィンガープリントの両方を突き合わせて、両者が同じであるかどうかを確認することで、データが改竄せずに送られたかどうかを確認できることになります。

フィッシングサイトと呼ばれる、個人情報などを盗むためのサイトもありますので注意が必要です。

初めての電子証明書を使用する場合には、その電子証明書を信頼するかどうかを判断する必要があります。

下記の画面は今回公開された法務省オンラインシステムの電子証

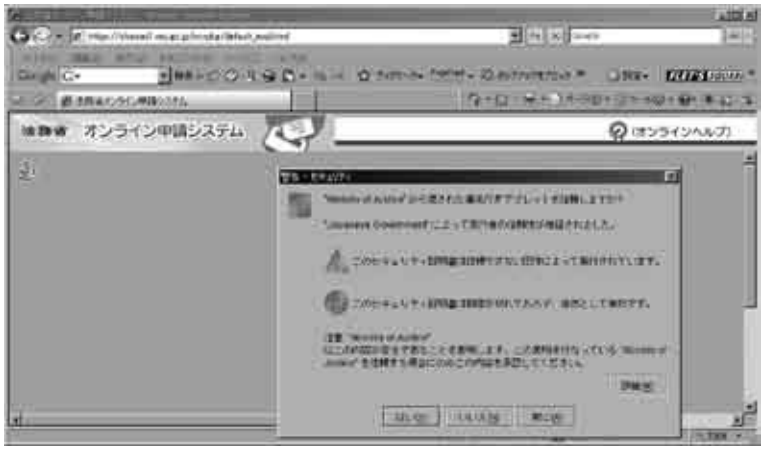

明書と、その入替作業後の最初のログイン時の画面です。

電子署名法は施行されて７年が経過しようとしています。本年３月には「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会報告書」が公開され、国家資格者の士業団体の現行制度への問題提起もなされています。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080530_4.html

電子証明書（公開鍵）が期限切れや、事務所移転など登録事項の変更で失効した場合、再度発行となります。現在の運用では新規発行と同様の厳格な「利用者の真偽確認」がなされていますので、発行されるまでのタイムラグが発生してしまいますので、報告書でも触れられているとおり、なんらかの改善策が必要と思われます。

電子署名という新しい社会ルールが設けられ、運用がなされています。

新しい制度である以上まだまだ改善点はあると思いますが、国家資格者の資格を証する認証局をもつことができた土地家屋調査士は、他業種より率先してこれらの仕組みについて習熟する必要があります。

平成 20 年 6 月末時点での土地家屋調査士 IC カード発行枚数は 8,413 枚です。

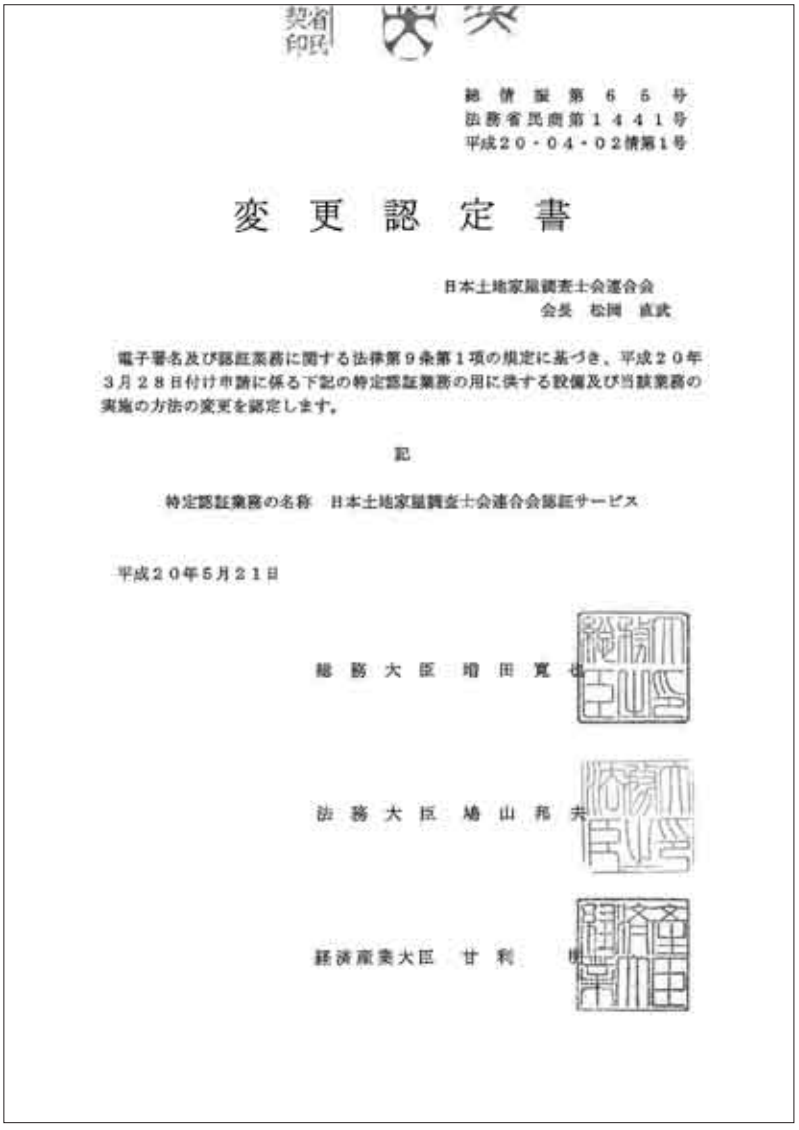

総情整第６５号
法務省民商第１４４１号
平成２０・０４・０２情第１号

変　更　認　定　書

日本土地家屋調査士会連合会
会長　松岡　直武

電子署名及び認証業務に関する法律第９条第１項の規定に基づき、平成２０年３月２８日付け申請に係る下記の特定認証業務の用に供する設備及び当該業務の実施の方法の変更を認定します。

記

特定認証業務の名称　日本土地家屋調査士会連合会認証サービス

平成２０年５月２１日

総務大臣　増田寛也

法務大臣　鳩山邦夫

経済産業大臣　甘利　明

サステナビリティ・シリーズ ～クラスタ活動の創造に向けて

先人に訊く③　上越市に３億円を寄付

新潟県会上越支部 高橋カウ会員

●新潟日報平成 19 年 12 月 13 日朝刊掲載
●『会報にいがた』第 117 号掲載
●月刊土地家屋調査士 2008.3 月号 No.614 ネットワーク 50 掲載

平成 19 年 12 月 12 日新潟県上越市役所に対しまして、3 億円という多額の寄付をされました新潟県土地家屋調査士会上越支部の高橋カウ先生の事務所へ訪問し、寄付された経緯やご自身の調査士に対する想い等のお話を聞かせて頂きました。

（取材日平成 20 年 6 月 11 日）

高橋カウ会員

昭和 7 年生まれの高橋先生は、昭和 33 年土地家屋調査士・測量・設計事務所にはじめて勤務され、理数系がもともと好きだったこともあり、土地家屋調査士業務が性にあった業務だと感じられ、4 年間の補助者経験を経て昭和 37 年に調査士試験に見事合格、この年は土地家屋調査士試験制度の変り目の年であり、新潟県で 177 人の受験者数の中で合格者 2 名という難関を突破されました。新潟会の女性第 1 号の土地家屋調査士として昭和 39 年、9.5 坪の平屋建て事務所兼自宅として独立開業されました。当時はまだ、女性はバリバリ仕事をするというような時代ではなく、開業にあたっては考えすぎで自立神経失調症となり体温調節が出来なくなり 38 度以上の高熱が続いたという逸話もあったようです。開業当時は奥さんに仕事をさせると「髪結いの亭主」といわれていた時代であったようですが、旦那様はそんなことに一切こだわらずあえて高橋先生に開業を進められたそうです。軽率な表現かもしれませんが、そんな旦那様を心から尊敬されている高橋先生の直向さを伺うことが出来ました。

昭和 51 年に現在の事務所に移転され、昨年の平成 19 年をもって開業から 45 周年を迎えられました。開業より現在に至るまで仕事を通して市民より頂いたお金であり、その市民の方に恩返しがしたく、上越市の福祉に使って欲しといった想いから、事務所に勤務されている方のご意見も聞いて寄付しようと決意なされたそうです。

高橋カウ事務所

高橋先生の座右の銘は、**「大地の滋味を集めて人間に捧ぐ」武者小路実篤（むしゃこうじさねあつ）**。

捧げると言うことは、「事務所に来ていただいたお客さんに、業務終了後でもいやな顔一つ見せずに迎え入れ、かえって時間をかけて親密に接し、帰りも玄関に出てお見送りをする。」というように具体的な例を挙げご説明していただきました。

- **「調査士は、プロである。常に責任がついて回り、誇りある資格である。」**
- **「間違いの無い仕事を心がけると、良いお客さんに出会い、さらに良い仕事に繋がる。」**
- **「相手（お客様）のことを想い、一生懸命に従事すると必ず結果はついて来るもの。」**
- **「仕事は心ナリ。」**
- **「常に納得してもらう。」**
- **「いいわけする人に成長は無い」**
- **「調査士の業務は、日常業務（筆界立会い）から紛争の種をまいている。しかし、その種を自分の知識と経験からまとめることが出来るのも調査士である。」**

等々、短い時間ではありましたが、本取材を通して、多くのことを学ぶ機会を与えていただき、土地家屋調査士の日常業務を通じて行っていることが広い意味での紛争予防に繋がっているということを改めて認識いたしました。

最後に取材にご協力頂きました、高橋先生そして事務所の方々には、お忙しいながらも親身に対応して頂き誠に有難うございました。高橋先生におかれましてはお体にご留意され、今後も土地家屋調査士のお手本として末永く調査士業務に努められますこと心よりご祈念申し上げます。

（取材　広報員　寺島雅峰）

広報最前線

神奈川

神奈川会の足音

はじめに

「すいません。もう一度お願いします。トチカ…チョウサシ？」電話で話すとこちらの発音が悪いのか必ずといっていいほど聞き返される。いまどきカオクなんて、オタクと似たような言葉はあまり使われない。普通は建物ですよ。名刺をみて「トチカヤチョウサシって、屋根の何かを調査するのですか」と聞き返される。「登記簿表題部の登記をします。そのために調査や測量はしますけれどね」制度ができてから半世紀は過ぎているのに知名度はこの程度。制度広報の必要性を認識すると同時に、これまでの方法を考え直さなくてはならないと思いつつ模索の日々が続く。

神奈川会の概要

さて、神奈川会の概要ですが、総会員数は今年の４月１日現在で934名。全国でも会員数の多い会に入る。会員数は多少の出入りがあるものの、あまり変動をしていない。県庁所在地たる横浜市には６支部、川崎市、相模原市にそれぞれ１支部、その他は近隣の市町をまとめて支部があり、全部で13支部からなっている。横浜の中心、横浜駅から徒歩で十分（じゅうぶんと読むかじゅっぷんと読むかは各人の自由）のところ。鉄骨の３階建ての会館は、人間でいえばまだまだ青年だが、建物としてはそろそろ壮年期を過ぎようかという年数がたってあちこちにガタがきている。１階は公嘱協会事務室とADRの「境界問題相談センターかながわ」の事務室と待合室があり、２階が会の事務室などで３階は会議室になっており、何をするにもやや手狭の状態。センターは、JICAの推挙で昨年２度にわたってモンゴルからの調停研修生が視察に訪れるほどに活動が充実している。

外部に対する広報（いままで）

私が理事として広報部に所属した平成13年度の制度広報は、県内を走るバスの横の看板で境界標の埋設をPRしたものであった。翌年はHPの開設と県内を走る電車の窓上にする広告で、当時、横浜国際競技場（現日産スタジアム）で行われたサッカーのワールドカップの決勝戦が話題であったこともあって、中心のゴールキーパー（GK）の絵に「私たちは財産のキーパーです」の標語をつけて周りに業務内容を知らせるものだった。実際に電車に乗って車内広告を調査し、混んでいる車内では広告であれ、細かい字も案外読んでいるものだと実感したのを覚えている。横浜市営地下鉄をはじめ、江ノ電、大雄山線では観光シーズンを狙って、６路線で行った。契約期間が過ぎてもしばらく広告されていた路線もあったと聞いて、これは結構お得と感じた。GKは全部のシュートを防いではいないとの意見もあったが、部会でポスターをいろいろ検討したのが懐かし

車内窓上広告の制度広報ポスター

く、楽しい思い出になっている。平成15年に小田急線を考えたが、小田急は県内だけではなく都内も走ることから東京会に呼びかけ、大江戸線を含めて共同で窓上広告を行ったが、他会と共同で制度広報をするというのは初めての試みだったのではないだろうか。ポスターと同じデザインのリーフレットも作成したのもこの年だ。京浜急行の主要な駅にもポスターを掲出したが、駅貼ポスターのプロが予算をかけて作るものにはとてもかなわなかった。平成16年はふたたび横浜市営地下鉄で窓上広告。制度広報誌「スクエア」の創刊もこの年になる。「スクエア」では静岡会の「シュア」に取材に出向き、「調査士をあまり前面に押し出すとPRが強すぎ、結局冊子を手にしてもらえなくなる」など静岡会の意見には目から鱗が落ちたような思いだった。平成17年には長く手元に置いてもらえるのではと考え、郵便局の貯金通帳を入れるカバーに広告をして県下の郵便局に配布。

IT時代をにらんでのバナー広告を始めたのがこの年だ。秦野市、横浜市瀬谷区のHPから翌平成18年には横浜市の道路局のHPに1年間。同年、地域に根ざした調査士ということから「防犯パトロール中」のマグネットシールをつくり、会員の車につけてもらうようにした。

外部に対する広報（いま）

平成19年度は平塚市のHPにバナー広告、横浜市保土ヶ谷区の受付ホールにあるスクリーンでの制度広告は関東地方では初の試みということだ。

「スクエア」は対費用効果のほどがとの指摘を受けながらも、「継続は力なり」というより「継続こそ力である」の信念で続けてきたが、周囲の風当たりは強い。それでも創刊当初にはなかった会員からのいろいろな動きが出始めており、今が正念場だという気がする。タウンニュースという一般紙に折り込まれるタブロイド版の地域新聞に、制度広報と協賛してもらった

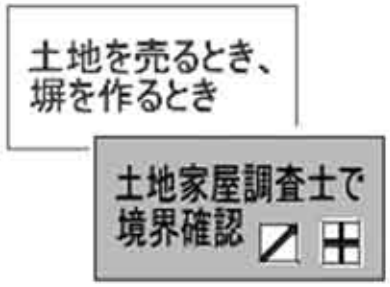

平塚市バナー広告

会員の住所、氏名、電話番号を掲載した名刺広告のコラボレーション広告を、川崎市全域を対象にして行った。発行部数が30万部と確かに多く、目に付きやすいが、1回の掲載に費用が比較的高価というのが欠点か。秦野市の平成20年6月に発送される市県民税請求封筒に広告を印刷するのに応札できた。本当は固定資産税を狙っていたが、落札価格が高価なのと競争が激しそうなので、全市民に行渡るだろう市県民税に切り替えた。税金を払うのを喜ぶ人は、そうはいないだろうから逆効果になるかも知れないが、とりあえず目につくのではないだろうか。

制度広報誌スクエア5号

市県民税封筒への制度広報

外部に対する広報（これから）

神奈川県の発行する「県のたより」という広報誌に広告掲載が可能になったので、名刺広告はできないだろうけれど県下全家庭に行渡るだろうし、公共施設などにもしばらく置いてあるから制度広報としてはもってこいではないだろうか。予算を考えながら応札してみたい。ゆうちょ銀行の現金を入れる封筒に CM をという案内もあった。県下各地で開催されているイベントに協賛するというのもいいかもしれない。すでに数会で行っている大学での寄附講座や小、中、高校での出前授業というのも調査士の受験者が減少している今、長い目で見れば、若い人たちに強い印象を与えると思うが、講師が問題か。堅い、まじめだけの話では若い人たちもついてこないだろうし、くだけすぎても品位に欠ける。やはり仕事の片手間にやれるようなものではないのかもしれない。人間の眼ほど耳のほうは厳格ではなく適当に想像するそうだから、短い時間にラジオで大まかな業務内容、名前を連呼するなんてどうだろう。調査士そのものが知られていないから想像が働かないか。視聴率 1％は数十万人に相当するそうだから、TVCM を比較的料金の安い時間帯に集中的に流せば、名前だけは印象に残り今までとは違う結果が出るかもしれない。料金から考えて単位会では無理だから、複数会が協力しないと駄目だとは思うけれど。

内部に対する広報

今、会報誌「神調報」を年 6 回発行している。理事会などの議事録の抜粋や会の研修会や行事、ひとりごと、調査士ネットワーク、法律よもやま話などの寄稿文で構成され、ランチ勝手口、神奈川の建物などいろいろチャレンジはしているが、投稿を強制しても集まりは苦しい。それまでの「公嘱だより」だけではなく、今年からは ADR の「境界問題相談センターかながわ」「政治連盟」も積極的に取り上げていきたい。それにしても会員のメールアドレス取得率が 80％になろうとしている今、会からの連絡などもメール、HP で事足りるようになって、いずれ廃刊に向かっていくのは間違いないだろうと感じている。

おわりに

昔、清涼飲料水の宣伝担当者が、「水道が各家庭に完備した今、夜中にドアを叩いてまで買う必要がない飲みものを、いかにも必要と錯覚させるのが宣伝」と言ったのを聞いたことがある。社会生活が複雑化している現代、これは極端に過ぎるかもしれないが、生活に不可欠な最低限の要素、衣食住のうちの住の隅っこにかかわる我々にもあてはまるような気もする。市民の頭の中に「土地家屋調査士」という言葉が定着されるよう、いろいろ試みながら制度広報を続けていきたい。

神奈川会広報部長　渡部　勇

神奈川県土地家屋調査士会館

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 20 年 5 月　1 日付

東京	7499	白井　博明	東京	7500	服部　修司
東京	7501	小川　知成	東京	7502	下河原正行
神奈川	2805	秋山　昭利	神奈川	2806	鈴木　龍二
静岡	1655	仲嶋　静雄	新潟	2143	渡辺　博
大阪	3033	梅本　篤志	京都	796	三井　明典
京都	797	内田　統	京都	798	生垣　昌良
兵庫	2321	廣田　隆徳	兵庫	2322	藤林　憲
兵庫	2323	小寺澤文明	兵庫	2324	稲澤　公義
兵庫	2325	北川　昌彦	兵庫	2326	折田　真一
兵庫	2327	吉良　朋浩	愛知	2674	浅井　康司
佐賀	527	田代　浩	長崎	753	船津　学
札幌	1127	高田　洋人	札幌	1128	飯田　雄司
徳島	477	山口富士人			

平成 20 年 5 月 12 日付

山梨	372	渡邉　康	富山	484	今井　祥二
沖縄	463	伊禮　範安	福島	1432	安藤　吉和
岩手	1115	大澤　長佳	岩手	1116	小笠原正喜
徳島	478	吉永真由美	高知	651	西村　幸成

平成 20 年 5 月 20 日付

茨城	1386	大川　稔	茨城	1387	三石　隆司
長野	2534	中山　洋行	新潟	2144	中澤　一男
和歌山	402	秋月　圭	愛知	2675	鈴木　久功
愛知	2676	杉浦　元保	愛知	2677	大岩　正澄
三重	842	早川　芳光	岐阜	1188	安田　忠敬
島根	482	玉木　修治	香川	675	宮本　浩志

登録取消し者は次のとおりです。

平成 20 年 3 月 12 日付

新潟	1859	古川　豊一			

平成 20 年 3 月 16 日付

札幌	925	福田　一紀			

平成 20 年 4 月　1 日付

東京	5737	石井　禎一			

平成 20 年 4 月　9 日付

山口	645	渡邉満洲生			

平成 20 年 4 月 10 日付

和歌山	206	辻井　徹			

平成 20 年 4 月 16 日付

山形	13	岡崎孝之介			

平成 20 年 4 月 17 日付

札幌	565	伊藤　芳宏			

平成 20 年 5 月　1 日付

神奈川	2654	佐伯　裕介	神奈川	2693	寺田　昌志
兵庫	1217	山中　一兌	三重	751	柴原　仁子
三重	753	下村　喜章	岡山	947	平松　徹郎
熊本	951	佐藤　建生	岩手	91	千田　長
岩手	1038	菊池　文雄	旭川	184	坂口　實

平成 20 年 5 月 12 日付

東京	490	鈴木伊佐夫	神奈川	2039	大場　彰夫
群馬	551	須藤　茂	長野	690	野崎伍一郎
長野	1884	今井　知己	長野	2155	小林　良一
大阪	987	中村　勝彦	大阪	2953	榊原　利雄
岐阜	261	大脇　鉄郎	福岡	1557	田中　良実
鹿児島	399	永吉　惠洋	鹿児島	621	福元　勲

平成 20 年 5 月 20 日付

東京	5248	橘田　光生	兵庫	1762	小島　源次
沖縄	14	宮里　清二	青森	49	石倉　正士

縄文人による石の造形「ストーンサークル」

秋田県土地家屋調査士会　　千葉　　勉

はじめに

大湯環状列石が発見されてからすでに 70 余年の年月が経った。

昭和 26 年、27 年の文化財保護委員会（現 文化庁）が実施した大規模な発掘調査をはじめとする幾度にも渡る調査や、鹿角市教育委員会が昭和 59 年より継続している調査によって「ストーンサークル」の謎がひもとかれはじめている。

史跡全景（北方向上空から）

台地上の二つのストーンサークル

秋田県の北東部を占める鹿角盆地を花輪地区から県道・大湯花輪線で北上すると、十和田湖へと通じる大湯温泉郷の少し手前、大湯川と豊真木沢川によってつくられた南西方向にのびる舌状台地上で、数十センチの石を厖大にならべた二つの巨大な輪に遭遇する。

史跡全景（上が万座、下が野中堂）

県道の北西側にあるのが万座環状列石、南東側にあるのが野中堂環状列石で、あわせて大湯環状列石とよばれている。

大湯環状列石は、この二つの環状列石を中心とした、縄文時代の巨大記念物（モニュメント）を代表する遺跡である。以前は野中堂環状列石を野中堂遺跡、万座環状列石を万座遺跡、両者を含むこの周辺を中通遺跡とよばれたこともあった。

両列石の規模は、野中堂が径 42 メートル、万座が径 48 メートルで、いずれも径または辺の長さが 1 ～ 2 メートルの配石遺構が 100 基以上集まってできている。配石遺構は二重の環状に配置され、内側の環帯を内帯、外側の環帯を外帯とよんでいる。そして内外帯間の特殊な位置には「日時計状組石」一基が構築されている。

これらの環状列石は、1931 年に耕地整理の際に発見され、数度の発掘調査により、縄文時代後期、いまから約 4000 年から 3500 年前につくられたことがわかっている。

その性格については、日時計であるとか、天体観測施設であるという見解から、墓地、祭祀場であるという所見まで、じつにさまざまな意見が述べられてきたが、いまだ定説は確定していない。縄文時代の同種遺構、遺跡を代表する例として、1956 年には国の特別史跡に指定されている。発見から 70 余年後の今日まで、地元の人びとや考古学者、そして学界などから大きな関心が寄せられ、たびかさなる調査や研究をもとに、近年は史跡の整備と活用のための努力が注がれている貴重な遺跡である。

世界遺産としての価値

縄文時代後期の北海道を含む北日本には、河原石を利用した直径 30m 以上の環状列石が出現する。

万座環状列石近景（掘立柱建物跡は復元）

野中堂環状列石（内帯から夏至の日没を望む）

秋田県北東部にある鹿角市の大湯環状列石もこれらの環状列石と期を同じくして造られるようになる。

大湯環状列石には、万座環状列石と野中堂環状列石の二つのストーンサークルが存在する。大湯環状列石は、日時計状遺構といわれる石組遺構などから構成され、周辺には掘立柱建物が巡ることが調査で判明している。また、石組遺構の下からは、土坑墓が確認されストーンサークルがお墓の集合体であること、また各々のストーンサークルの中心部にある立石を結ぶラインは、夏至の際の太陽の沈む方向と一致することもわかってきている。

また数多くの祭祀に伴う遺物も出土していて、これらと供伴する土器からは、このストーンサークルが 200 年以上にもわたって造られ続け、常に、祭祀の場として縄文人の拠り所となり続けたことがうかがえるのである。

北海道森町の鷲ノ木 5 遺跡や青森市の小牧野遺跡が一つのストーンサークルであるのに対して、また、鷲ノ木 5 遺跡の場合が、短期間で造られたというのに対して、大湯環状列石のストーンサークルの実態は、こうした事実と際だった違いを見せるのである。

ストーンサークルは、葬送儀礼・季節の暦・拠り所として縄文人の精神文化と暮らしに欠くことのできない記念物である。また、他の縄文遺跡が縄文人の生活痕跡を留めるだけであるのに対して、それ自体が、縄文人が見た環状列石とほぼ同じ姿を、われわれ現代人も見ることができるのである。ストーンサークルは、日本の基層文化を作り上げた縄文人の 1 万年に及ぶ精神構造が昇華した姿であり、私たちが見ることのできる縄文時代の唯一無二のモニュメントなのである。

このことから、今後とも大湯環状列石を世界遺産として保護することが重要である。

世界遺産登録への動向

秋田県は、平成 18 年度に「ストーンサークル」（大湯環状列石・伊勢堂岱遺跡）で文化庁に提出。結果として、継続審議となり、文化庁からは縄文時代で提出した青森と北海道・岩手の四道県で共同提案するよう指導があった。

平成 19 年度には四道県共同で「北海道・北東北の縄文遺跡群」として提案。

今後、文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会ワーキンググループのヒアリングを受け、暫定リスト入りの可否は、平成 20 年夏ごろになる見込みである。

おわりに

この記事を書くにあたり、大湯ストーンサークル館に何度か足を運びましたが、私の幼少の頃と比較すると近隣の整備もかなり進み非常に見学しやすい施設となっています。

ぜひ一度縄文人の手で組み立てられた石のモニュメントをその目で間近に見て頂いて、4000 年前の暮らしを想像して下さい。

運が良ければ縄文人に会えるかもしれませんよ。

※引用参考文献

・鹿角市教育委員会　藤井安正「北東北の環状列石について」『上津野　第 23 号』鹿角市文化財保護協会　1998 年
・秋元信夫『石にこめた縄文人の祈り－大湯環状列石』新泉社　2005 年
・世界遺産暫定一覧表追加資産に係る提案書

※写真提供

鹿角市教育委員会

会　長 レポート

5月16日～6月15日

Report

5月16日

平成20年春の褒章伝達式

午前　本年春の褒章授与に際し、土地家屋調査士関係では埼玉会の森田久稔・名誉会長と秋田会の佐々木直俊・名誉会長が黄綬褒章ご受章の栄に浴された。森田氏は埼玉会の役員のほか、長年連合会理事、関東ブロック協議会長としても活躍され、佐々木氏は秋田会の会長を6期務められる等、ともに登記制度、土地家屋調査士制度の充実発展に寄与された大ベテラン。この日は霞ヶ関の法務省会議室で小川秀樹・民事第二課長との懇談、倉吉敬・民事局長への表敬ののち、地下大講堂で執り行われた伝達式に臨まれた。私も受章者の所属する団体の責任者として来賓出席させていただいた。式典では法務省関係者他多数の来賓の臨席のもと、鳩山邦夫法務大臣から褒章が伝達され、お祝いの言葉が贈られた。森田氏は代表受章者の大役を務められた。式後、人権擁護委員や保護司の方など法務省関係の受章者と一緒に天皇陛下に拝謁のため皇居に向かわれた。なお、歌手の杉良太郎氏に法務省関係では初めてという緑綬褒章が贈られ、鳩山大臣の祝辞でも、篤志面接員等として長年受刑者の更生に尽力された同氏の功績に言及されていた。受章されたみなさん、おめでとうございます。

午後　大阪市内のホテルで開催された公明党土地家屋調査士制度改革推進懇話会・谷口隆義・総務副大臣の政治活動報告会に出席。
その後、大阪・梅田のホテルで開催中の私の所属支部である大阪土地家屋調査士会北支部（高杉直秀支部長）の支部総会へ。総会の開始時間には間に合わなかったが、懇親会では挨拶をさせていただいた。久しぶりに実家に戻った感じで大勢の先輩会員、後輩会員と楽しい時間を過ごした。

17日

近畿ブロック協議会・各会正副会長会議

午後から大阪会で開催の会議に出席。この日は来る連合会総会に議案として提案する会費改定について、その主旨や背景・必要性などを同席の瀬口潤二・連合会専務理事からスライドを使って説明させていただいた。出席役員のみなさんからの質問や提案も多数寄せられ、連合会の考え方や実情などについてお答えさせていただいた。

20日

数年前の伊能ウオーク事業への参画を契機として交流のある日本ウオーキング協会・木谷道宣副会長ほか協会幹部のみなさんと伊能忠敬研究会・渡辺一郎名誉会長が来館された。来年から前回よりも地方色を濃くした新バージョンでの伊能ウオークを企画しているとのことで、この日は土地家屋調査士会の前回企画での実績を高く評価され、企画協力を求めてのデモンストレーションを兼ねた挨拶とのこと。広報部等で検討させていただき、可能であれば協力したいと返事させていただいた。2010年は土地家屋調査士制度60周年の年でもあり、制度広報に結び付けられればPR効果の点で期待できるかと。

夕刻　JR水道橋駅をはさんで新会館とは目と鼻の先になった東京ドームホテルで開催の日本測量協会の平成20年度定時総会と総会後の懇親会に出席。総会は全国測量設計業協会連合会の尾野安次会長が議長となって特段の質問もなく終了。懇親会では日本測量協会の小野邦彦専務理事とCPDの活用等について意見交換をさせていただいた。

23日

愛知会平成20年度定時総会および懇親会

愛知県土地家屋調査士会（斉藤忠会長）の定時総会は名古屋市内のホテルで開催された。総会では共済制度の廃止案などが提案され、活発な議論の後、いずれの議案も承認可決された。記念式典では連合会長表彰状・感謝状をお渡しさせていただいた。懇親会では50の単位会の中でも屈指の理論家を擁する同会の懇親会だけに、多くの会員の皆さんとお話をさせていただくことができた。
なお、この日、都内で故新谷正夫・元法務省民事局長の葬儀が執り行われ、横山副会長、瀬口専務に参列していただいた。

24日

早朝の飛行機で高知に移動。高知会の総会に出席させていただいた。就任後初めての総会を迎えた沖田春男会長はじめ役員のみなさんの議案説明は丁寧かつ適切で、勉強させていただいた。特に西森祐保副会長のADR「境界問題相談センターこうち」に関する現状分析と将来展望についてのプレゼンテーションは様々な視点から考察されたことが窺え、感銘を受けた。

総会終了後、1時間半ほど土地家屋調査士を取り巻く諸状況について講演させていただいた。

27日

日本司法支援センター設立2周年パーティー

早いもので、日本司法支援センターが船出してから2年になる。この日は市ヶ谷にあるアルカディア市ヶ谷で法曹界はじめ一連の司法制度改革等に関与する関係者が出席して祝賀会が開催された。センターは創立時の理事長として尽力された金平輝子氏からバトンを引き継いだ寺井一弘氏が理事長として司法制度改革の具体的実践にあたっておられる。ただ、資格者団体の責任者としての私の視点からみると、センターの運営が草創期故のことなのかもしれないが、このシステムを構築する当初段階で議論されてきたことと現状は少し趣が変わってきているのではないか、弁護士・司法書士中心に偏寄りすぎているのではないかと感じている。もっと幅広く専門資格者やその団体の活用がなされる方が国民の利便性の確保や、迅速・適切な問題解決に寄与できるのではないかと感じている。

とはいえ、司法と国民生活の仲立ちをする新しい制度の担い手としてのセンターの発展を祈念してお祝いさせていただいた。

28日

大阪会第67回定時総会および懇親会

大阪土地家屋調査士会（市原一勲会長）の定時総会は例年桜の宮にある旧藤田男爵別邸でもある太閤園で開催されている。私も総会では一会員として議場に出席、式典では連合会長として祝辞を述べさせていただいた。

恒例の連合会長表彰に際して、授賞いただいた方の一人である、森本恒夫さんから、「連合会長・松岡直武の名で表彰され嬉しい」との謝辞をいただいた。被表彰者には、森本さんと同様に、私自身が大阪会で同僚役員としてともに会務を担った方も少なくなかったが、私にとっても感無量でもある。

懇親会では高野伸大阪法務局長はじめ大阪局の幹部の皆さん、国会・府議会・市議会の先生方、関係団体の代表者のみなさん方と懇談させていただいた。

29日

神奈川会平成20年度定時総会および懇親会

関東ブロック協議会長も兼ねておられる関延之会長率いる神奈川県土地家屋調査士会の総会と懇親会に出席させていただき祝辞を述べさせていただいた。ミナト横浜の風情たっぷりの会場での総会だが、かつてお仕えした椎橋浩・元連合会副会長はじめ多くの先輩会員や柿村清・横浜地方法務局長ほか来賓出席の皆さんと親しくお話をさせていただいた。

30日

東京会第70回定時総会　全測連総会

午前　東京土地家屋調査士会（竹内八十二会長）の第70回定時総会が上野・東天紅で開催され記念式典に陪席させていただいた。竹内執行部になって初めての総会。会議に先立って開催されたセレモニーの部で祝辞を述べさせていただいた。特に先日から連合会事務所を土地家屋調査士会館に移転し、東京会とは20数年ぶりに同じ屋根の下で執務することとなったこともあって、会員の皆さんのご理解とご配慮に感謝申し上げた。

夕刻　都内虎ノ門パストラルで開催された社団法人全国測量設計業協会連合会の定時総会後の懇親会に招待をいただき出席。総会では同連合会の会長に現職の尾野安次氏を再選。同氏は和歌山に会社をお持ちの方で、私とは、かつて関連団体のお世話役としてご一緒させていただいた方。懇親会では、日調連と全測連は、隣接関連業界として良い連携と協調の中で、測量や地理空間情報に関連する業界全体の社会的地位の向上などをはかることが大事だと、意見が一致した。

31日

奈良会平成 20 年度定時総会および懇親会

全国の土地家屋調査士会の定時総会のトリともなる奈良県土地家屋調査士会（志野忠司会長）の定時総会が橿原市のホテルで開催され、セレモニーと懇親会に招待をいただき出席。同会では 8 月中にも新会館が竣工し、境界 ADR センターも同時に開所されるということで、地元選出の国会議員の先生方のほか奈良県弁護士会はじめ多くの団体から代表者が出席され盛会裏に挙行された。

6月3日

大阪政治連盟役員来館

大阪土地家屋調査士政治連盟（和田朝博会長）の役員10数名が三崎町の新会館を訪問され、瀬口専務ほか役員の皆さんと一緒に懇談させていただいた。

5日

登記基準点に関する有識者会議

業務部を中心に、今年度の連合会重要事業の一つとして法務省、国交省（土地・水資源局　国土調査課・国土地理院）及び学者・研究者等の協力をいただき検討を重ねてきた「登記基準点を不動産登記規則にいう基本三角点等として取り扱うこと」を可能とする制度の創設について最終段階に入ったこの日、有識者会議を開催。清水英範・東京大学教授を委員長とする会議では、民事局長への照会文書の精査や諸規則の最終決定が行われた。（この会議の翌日に法務省民事局長への照会文書を発出し、12 日付で回答文書が交付された。）

土地家屋調査士の測量の成果でもある登記基準点に新しい息吹を与えることで登記測量への評価が高まるであろうことと、基準点過疎地における業務の遂行に大きな役割を果たしてくれるであろうと、期待するところ大である。担当役員の皆さんはもとより、法務省、国交省、日本測量協会技術センター、学者・研究者の皆さん、その他お世話になった多くの関係者の皆さんのご尽力に感謝。

6日

中部ブロック会長会議

午後から愛知県土地家屋調査士会館で開催された中部ブロック各会の会長会議にお許しを頂き瀬口専務と一緒に参席させていただいた。目的は、近日開催の連合会総会提案議案の説明、特に会費改定に関し、連合会の考えや将来展望についてご理解をいただくことであった。

質疑の中で、今回の総会議案の一つである調査士名簿への記載事項に調査士法人の使用人に関する事項を新設することに関し、複数の会長から土地家屋調査士法人の『使用人』に関する規定を整備するべきであるとのお話をいただく。単に名簿への記載という事務的なことだけでなく、特に調査士法人のありようも含め、様々な未解決の課題があることを再確認した。

8～9日

九州ブロック協議会総会

宮崎市内のホテルで開催された九州ブロック協議会の総会にお招きをいただき下川副会長、瀬口専務、九州ブロック選出の中村邦夫理事、宮嶋泰理事、阿部重信監事とともに出席。

私からあいさつの中で連合会の動向について若干のお話をさせていただいたのち、瀬口専務から連合会費改定案の詳細等について説明させていただいた。懇親会は病気療養中の松浦正展前会長に代わって先日の宮崎会総会で会長に選任された蓑原照光新会長の名ホストで楽しい、元気な時間となり、九州ブロックの役員の皆さんと懇談させていただいた。

9日

全公連第 23 回定時総会　西野あきら議員政治報告会

午後　都内ホテルエドモントで開催中の全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（鈴木洋美会長）の第 23 回定時総会後のセレモニーに来賓として出席させていただいた。小川秀樹・法務省民事第二課長から、地図整備事業への協力を始めに、協会の登記制度充実への貢献への感謝と期待が述べられた。私からは連合会の制度対策本部の各種 PT に全公連幹部も参画いただいていることの披露と、新公益法人法の下での新制度への移行について連合会と全公連が共同で研究・検討することとしていることなどを話させていただいた。

夕刻　九段会館で開催された大阪選出の衆議院議員で自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の役員としても制度の充実発展にご尽力いただいている西野あきら先生の政治報告会『飛翔フォーラム21』に出席、国政の動向等について勉強させていただいた。

10日

筆界特定制度に関する意見交換会

筆界特定制度は運用開始後2年余を経過したが、近く日弁連の担当役員の皆さんと実情についての実務者レベルでの意見交換会の開催を予定している。この日は、意見交換会に出席予定の連合会役員・制度対策本部委員の皆さんと、先日来実施したアンケート調査の中間報告などを資料に事前準備と勉強会を開催。チーフは宮嶋泰・社会事業部担当理事。終了後、会議に出席中の井畑正敏法務委員長と、先の中部ブロック会長会議で議論された『調査士法人の使用人』について検討を加えた。

11日

調査士法人の使用人についての検討

下川副会長、瀬口専務、関根総務部長ほか居合わせた役員の皆さんと調査士法人の使用人について、それぞれの見解を交換。

午後　連合会顧問で、早稲田大学大学院教授の山野目章夫先生が助手の藤巻梓さんと来会。藤巻さんが研究されている地籍制度に関し、連合会からのヒアリングがこの日の主目的だったが、せっかくの機会ということで、目下の連合会の懸案である調査士法人の使用人についての法的な解釈等について相談させていただき、多くのご示唆・ご教示いただいた。

13日

連合会顧問をお願いしている香川保一・元最高裁判事が理事長を務められている社団法人民事法情報センターの理事会に出席。昨年から理事を拝命しているが、この日の理事会は近日開催の総会への議案の検討調整が主たるテーマだったが、特に、香川理事長から新公益法人法への対応に関し、センターの選択の方向性についての所見が述べられた。このことについては、私の頭の中には公共嘱託登記土地家屋調査士協会のこともあり、考え方を整理するについて貴重なご示唆をいただいた。

14日～15日

常任理事会

16日から開催の連合会定時総会を前に、各単位会代議員から質問がたくさん提出されている。常任理事会第1日目と2日目の15日午前は質問への連合会答弁の骨子などについて意見調整と分担を協議。例年のことだが、総会を前に極度に緊張する時間である。

15日午後からは総会議長をお願いしている四国ブロック協議会長の岡田潤一郎・愛媛会長と北海道ブロック協議会長の岡田恒男・函館会長のお二人に加わっていただき、総会進行について打ち合わせをさせていただいた。両議長ともご持参の数年分の総会議事録、会長会議議事録には真っ赤な添削が入れられている等、事前準備の周到さと真摯さに感銘を受けた。

この日、別室では日調連ADRセンターの皆さんにお集まりいただき、近く法務大臣認証手続きを予定している『みやぎ境界紛争解決支援センター』の古積威センター長、千葉三郎副センター長、松田淳一センター運営委員のみなさんに法務省司法法制部への手続きを始めるにあたっての事前相談会を開催。小林日調連ADRセンター長、藤原・西田の両副センター長はじめセンター役員に連合会社会事業部役員、加えてすでに大臣認証を受けた大阪会・愛媛会から責任者にもお越しいただいて、細部にわたっての添付書類や運営規則等の整備状況のチェックをしていただいた。

皆さんご苦労様でした。センターみやぎの皆さん、頑張ってください。

千葉会

「土気南小学校での出前授業」

剣持　智美

『会報ちば』第 110 号

千葉県土地家屋調査士会は、社会参加型広報活動として、2007年 12 月 5 日、千葉市立土気南小学校において出前授業を行いました。

対象は 4 年生全学級で 1 － 2 時限（8：35 － 10：10）は 3 組と 4 組、3 － 4 時限（10：35 － 12：10）は 1 組と 2 組の生徒たちを対象に、総合学習の時間をかりて行いました。

この出前授業は、

(1) 伊能忠敬について知る
(2) 伊能忠敬がつくった地図に触れる
(3) 伊能忠敬と同じような方法で測量を体験するという 3 本柱からなっており、社会科分野の「地域に尽くした人々」について学ぶ課程に相当しています。

体育館に集合した生徒たちは、伊能忠敬の生い立ちや地図の変遷などについて 40 分ほどの講義を受けた後、佐原の伊能忠敬記念館から拝借した地図等の展示物に見入ったり、伊能忠敬の歩測幅を復元した足跡の上を歩いたりしました。伊能忠敬については、出前授業の事前に学校で勉強したとのことで、伊能図を目の前にして、あらためてその偉業に感激した生徒もいました。

後半 40 分は、屋外で平板測量を体験してもらいました。3～4 人でひと組となり、それぞれアリダード、ポール、巻尺のいずれかを担当して、花壇の図面を描くというものです。生徒たちは次第に活気を帯び、ひととおり測量が終った後、図面上の距離と実際の距離とが一致すると、歓声があがりました。

展示コーナーの様子

伊能測量隊の資料を見る生徒たち

伊能図を見入る生徒たち

伊能忠敬の足跡を歩く生徒たち

立体メガネで地図を眺める生徒たち

授業の終了後、給食をいただきながら、生徒たちから次のような感想を聴きました。

「実習をして測量が大変であることがわかった。伊能忠敬はあきらめずに測量したのですごい。」

「花壇のまわりで歩測を試してみたら、歩幅がずれないように歩くのが大変だった。」

「伊能忠敬が星を観察した場所や測量したルートが地図に描かれていて、地図の見方がよくわかった。

残念ながら、「伊能忠敬はなぜ沖縄を測量しなかったのか？」という生徒からの質問に誰も対応できないというシーンもありましたが、今回の出前授業を通して、伊能忠敬、地図、測量、そして土地家屋調査士の仕事というものを少し知ってもらえたような気がします。

東京会

『足立区千寿本町小学校 周辺地区復興まちづくり訓練』参加報告

理事　小沢　宏

『会報とうきょう』第573号

「災害復興まちづくり支援機構」の正会員である東京土地家屋調査士会（以下「東京会」。）は、東京都と支援機構間で締結した協定に基づき、足立支部の協力を得て、足立区密集地地域整備課と千寿本町小学校避難所運営本部（千住1～5丁目町会などの方々）が中心となり、平成19年12月～平成20年3月にかけて、「千寿本町小学校周辺地区復興まちづくり訓練」を実施することとなったこの事業に参画した。

（＊災害復興まちづくり支援機構と東京都との協定書については、東京会ホームページに掲載しております。）

①田中保三氏によるゲスト講演

田中保三氏は震災のあった兵庫県で自動車部品卸売業を経営していたが、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災で被災し、社屋の大部分と在庫部品、社用車等を焼失しました。このように自分の会社が大きな被害を受ける中、命の

あったことへの感謝と普段お世話になっているまちの方々への感謝を込めて、災害復興への行動を起こすことが亡くなった人への供養とお考えになり、以降、ボランティアグループ「まち・コミュニケーション」と手を携えまちづくりに励まれました。この功績により平成16年には防災まちづくり大賞総務大臣賞および防災功労者内閣総理大臣賞を受賞されました。

田中氏によれば、震災の直後火災が同時に多地区で起こり、消防車が何台あっても足りない状況であったそうで、はるか彼方で燃えていた火が数時間後には目前に迫ってきて、あたり一面真っ黒になったそうです。これまで関西地区では震災があるという想定がなかったため、その時の苦労は並々ならないものであったと回想されておられました。災害時において臨機応変に対応できるよう、常日頃から近所の人たちとのつきあいが大切であり、地域の人・行政および資格者等が連携し、日頃から訓練をすることがとても大切であると説かれておられました。何よりも、まず自分たちでできることは自分たちでやるということを心がけてほしい、また、そのように心がければ行政等の周りの人たちも協力していただけることを体験談としてお話しになりました。

②復興まちづくり訓練

復興まちづくり訓練は、全3回にわたり実施しました。参加者は、足立区千住1～5丁目の町会の方が中心で、第1回目では、それぞれの町会ごとに5班に分かれて自分たちの住んでいるまちを歩き、震災時に危険な場所や、仮設住宅用地など復興まちづくりの際に資源になりそうなものを確認し、その成果を「まちの復興資源マップ」としてまとめました。残念ながら東京会はこの第一回目の訓練には参加することはできませんでしたが、訓練地区内は、狭い道路が多く、倒壊しそうなブロック塀・老朽化した住宅や空き家などが目立ち、災害時には危険であること。また、公園や緑地などが少ないため、災害が起こった際にはお寺や神社の境内および私立学校の敷地や施設が役に立ちそうであるが、所有者との事前交渉も必要であるということを確認したそうです。この交渉も含め災害が起こる前に商店や事業所等と災害協定を結び、現実に災害が発生した際に、協力してもらえる体制を作っておくべきとの内容の発表があったそうです。

第2回目の訓練では「避難所生活から仮設市街地づくりを考える」をテーマに、発災後4日～1ヶ月における避難所運営とまちの状況に目を向けるといった内容と、発災後1～2ヶ月における仮設市街地づくりを考えることを各班においてまとめるものとなりました。発災後4日～1ヶ月は、避難所運営とまちの状況に目を向け議論がなされました。議論で出された主な意見としては、避難所の部屋割りや優先順位などのルールを各町会間で話し合い、事前に決めておくことが必要であること、また、避難者の健康状態、安否の確認、被害の状況などの情報を把握する際には、町会などのこれまでの活動の積み重ねが生かせるといった発言が多いように感じられました。なお、町会との関係の薄い人や、災害に関心が無い人はどこにでもいるもので、この人達とのコミュニケーションを日頃からどう図るかが課題として残るものとなりました。発災後1～2ヶ月における仮設市街地づくりを考えることでの議論では、地区内に仮設住宅を建てる用地が少ないこ

と、仮設のまちの中には、診療所・娯楽施設・ボランティアセンター・公衆浴場などが必要になるであろうこと、駐車場や民家の庭・お寺・神社の境内などに仮設住宅を建てさせてもらうよう、使用期限をも含め事前に交渉しておくことが必要であろうこと、災害が起きた際、法的手続きが必要になるが誰にどのように相談すればよいのか不明であることは大変不安であることなどが、意見として出されました。

第３回目の訓練では「復興まちづくり計画を考える」をテーマに、訓練用に区から提案があった復興まちづくり計画案を踏まえて、地区の復興まちづくりの目標や方針について話し合いを行いました。また、震災に備えていまから何ができるかを議論し、事前復興まちづくりの目標をまとめました。この中では、点在する神社・回遊できる路地など、宿場町千住らしさを残した復興まちづくりを行うことおよび現状の道路をベースに、地区の骨格となる幹線道路を整備し、公園や広場をつくって災害に強いまちにする旨の意見が提案されました。なお、震災に備えて今からできることとして、狭い道路や行き止まりとなっている道路等の解消、事前にまちづくりのルールの作成等を行っておくことが必要であろうことが追加の意見として出されました。

東京会においても、狭い道路や行き止まりとなっている道路等の解消等において土地分筆登記・地目変更登記等どのようなお手伝いができるのか、また、土地家屋調査士として復興まちづくりへの参加をすることにより、いかに地域の住民の方々に対し携わっていけるのかを考え、提案していかなければならないかを感じました。

③災害復興訓練成果発表（ミニシンポジウム）

この訓練を通じ各班ごとに得られた成果をまとめ発表することとなりました。パネラーとして東京会副会長である菊池副会長をはじめ足立区長、東京都職員等が席を埋め、各町会代表者がそれぞれ発表しそれに対しパネラーの感想・意見を述べる形式で行いました。各町会からは、「避難所に入る順番や、入った後のルール作りが必要」等の意見が提案され、これに対し区長も「区も『避難所である学校などの周辺の安全性を高める』、『避難所不足への対応』、『災害時協定を結ぶ対象をできる限り増やす』、『駅前滞留者対策』について十分考えていかなければならない。」といった旨の話をされました。また、千住一丁目から五丁目では、障害者や高齢者などのいわゆる災害時要援護者に対しては、独自に情報を集めて、いざというときに備えているという話しがあり、これには大変関心をさせられました。また菊池副会長からも、「宿泊訓練を体験したけれども、たとえ一晩とはわかっていても、周りに四六時中人がいてプライバシーが全くない。トイレも仮設。このような状態で何ヶ月も生活することは正直かなりつらいと実際に経験して初めて実感した。ぜひ宿泊訓練も行政として進めてほしい」というご意見を提案され、参加者の関心を得ることとなりました。また土地家屋調査士としてもどのように携わることができうるのかといった問題についても具体的に提案していただきました。

千寿本町小学校周辺地区復興まちづくり訓練は終了しましたが、今後このような事業は各区の役所で計画されているようです。会員の皆様もこのような訓練に積極的に参加をし、地域住民と直接交わり、いわゆるプロボノ活動の一つとして係わっていただきたいと思いました。

なるほどナットク 国民年金基金 7

民間の個人年金と比べてもたいへん有利です!!

～営利を目的としない、あくまでも加入者本位の公的な年金制度です～

土地家屋調査士国民年金基金

国民年金基金と民間の個人年金を比較してみると

豊かな老後生活を送るための経済的な準備にはいろいろな方法があります。例えば、貯蓄や民間の個人年金を活用している方もいらっしゃるでしょう。でも、もっと有利なものがあります。国民年金基金です。

わが国はバブル崩壊以来、厳しい経済情勢下にあり、預貯金金利もかつてないほどの超低金利状態が続いています。このような状況の下では、老後の生活をそれまでたくわえた預貯金で賄おうとしても、使っていけば貯蓄は目減りする一方です。

また、民間の個人年金にも生涯にわたって受け取れる終身タイプのものもありますが、明らかな違いがあります。例えば、受け取る年金の条件が同じでも、国民年金基金であれば、掛金は約1～3割ほど安いということです（下図参照）。また、終身年金タイプを中心にした国民年金基金には、掛金以外にもさまざまなメリットがあります（次頁参照）。

土地家屋調査士の皆さんの老後の生活の支えとして、まずは国民年金基金を活用することが、賢い選択となるはずです。

どっちがお得…？しっかり比べてみてください！！

■ 毎月5万円の年金を受け取るプラン（35歳0月の男性の場合）

区分	民間の個人年金（保証期間付終身年金）	国民年金基金（すべてA型）
加入内容	・35歳0月から60歳まで掛金を納付する ・65歳から毎月5万円の年金を終身受け取れる	
保証期間※1	15年（65歳から80歳まで）	15年（65歳から80歳まで）
掛金月額	31,080円	27,800円
35歳0月から60歳までの掛金総額	約1,120万円（払込期間30年の契約内容による）	約834万円
所得から控除される掛金	年間5万円まで	全額控除（年間最高816,000円）
実質掛金（税率30%の場合※2）	約1,087万円	約584万円
税控除（年金）	全額課税の対象	公的年金等控除が受けられる

掛金は国民年金基金の方が安くなっています

実質掛金で5割以上も安い！

税控除も受けられる

※1 保証期間：年金を受ける前、受けている間に亡くなった場合、遺族の方に一時金が支払われます。
※2 課税所得600万円の場合で税率30%の例（所得税20%＋住民税10%）の例

有利な理由…国民年金基金ならではのメリット・安心

その1 安い掛金

掛金を安く設定できるのは、加入者本位の制度であることと営利を目的としない公的な制度だからです。60歳までの掛金の総額で考えたらこれはかなり大きな差。断然お得です。

その2 税制上の優遇措置

掛金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が大幅に軽減されます。税金分を老後の蓄えにあてることもできます。また、受け取る年金も有利な扱いとなっています。

その3 所得の変動に柔軟に対応

所得の変動に応じて口数の変更ができるようになっています*1。例えば、加入後に口数を増やすことや、経済的に苦しいという場合には口数を減らし、負担を小さくして掛け続けることができます*2。

＊1　増口は年度内に1回のみ。減口は毎月月末までの申し出による。加入の基本である1口目の変更はできません。

＊2　民間の個人年金の場合は、途中での解約となり積立金を一時金として取り崩すということになります。

その4 掛け捨てがない

加入口数を減らしたり、途中で掛金を納められなくなった場合でも、掛金を納めていた期間に応じた年金を受け取ることができます。B型以外の年金には保証期間がついていますので、年金受給前に死亡した場合は掛金を納付した期間に応じた額が、また年金受給中に死亡した場合は残りの保証期間の年金に相当する額が、遺族の方に一時金として支給されます。

その5 国庫負担あり

国民年金基金の運営にかかる費用や支給される年金等の一部について、国庫による助成があります。

国民年金基金Q&A

Q　国民年金基金は財政的には積立方式というものですか？

A　国民年金基金は、積立方式で年金額があらかじめ保証された確定給付型年金です。加入者一人ひとりが年金を設計し、自分の給付に必要な原資を積み立てる財政方式でもあります。運営は、積み立てられた掛金とその運用収益を財源として年金を支給する事前積立方式ですので、人口構成の変化による影響を受けることもありません。つまり、少子高齢社会になっても納めた分の年金は確実に受け取ることができる安心の制度です。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013　東京都文京区音羽1-15-15　シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶▶ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！いますぐアクセス!! ▶▶▶ HP http://www.chosashi-npf.or.jp/

地籍調査に関する雑感（72 号から続く）

高知協会副理事長　泉　清博

2. 一筆地調査と採算

我が高知協会は現在、DID 地区 0.70 平方キロと山林地区 4.39 平方キロの一筆地調査を実施中である。DID 地区には筆者を含む 10 名で 2 班体制を組み、山林地区は 5 名 1 班で一筆地作業を行っている。

DID 地区では地権者数が約 2000 人（登記簿上の地権者数。地籍調査では相続人全員への境界立会を原則とする）の地権者との対応を必要としその立会調整が大変である。また、山林地区は現地がまさしく登山を必要とする、若手でないと大変な地域であり、いずれも決して楽な作業ではない。

一筆地調査の効率は地権者との対応に左右されるので、工期内に多数の地権者と立会を完了するには 1 回平均何人の地権者との境界確認を終了させる必要がある事は簡単な割り算で求められるし、その処理量を満足するには何班体制を組み何人の担当者が必要かが判ってくる。

補助者のいる事務所の少ない我が高知協会では 1 班 5 名体制で、2 名が地権者対応、2 名が境界標設置、1 名が記録係を担当し、9 月から 11 月末までの月水金で一巡させ、筆界が確認できなかった部分をそれ以降班長、副班長の 2 名が担当する。『拘束期間の長い班長副班長は班長手当』を取り、残り 3 名は『金額は少ないが拘束期間が短い』という体制を取った。（ただ、実際にはそのように割り切って班長副班長に放り委せる事ができず残り 3 名はそれ以降も参加している。）境界標の設置等の単純作業にアルバイトを投入するとか、他事務所の補助者を短期間借り受ける等により、できるだけ調査士を少なくして分配金を多くする工夫を検討することが我が高知協会にとっても今後の課題である。

数年継続して仕事があるとなれば、それなりの体制も整い人的、機械的設備投資も可能であろうが、それには『地籍調査には土地家屋調査士協会が必要』と社会的に認知して貰うことが必要であり、地道に信頼を得る以外、道はないであろう。

3. 一筆地調査（E 工程）と一筆地測量（F 工程）

全国の平成 19 年度に地籍調査を受託している 13 協会のほとんどは一筆地調査（E 工程）の受託であり、一筆地測量（F 工程）まで受託しているのは数カ所である。前述の旧国土庁アンケートの 56％の調査士への期待も、よく見ると E 工程処理への期待であり、全てをお任せするという包括的外部委託を直ぐに調査士にやらせてみたいと考えているのではないようだ。

ただ、地権者に相対する一筆地調査の出来、不出来こそ地籍調査の完成に最も影響を与えることは自明の理であるので、包括的外部委託が発注される場合は E 工程の処理実績が一番考慮されるのではないか。調査士が実績を積み包括的外部委託の受け皿たり得る存在と判断されれば、調査士が包括的外部委託される可能性は高い。（これは希望的観測でもあるのだが。）

E 工程だけではあまり儲けにならない（どころか赤字を覚悟しなければならない）との声を聞く。また、E 工程と F 工程を試算してみると（法第 14 条地図作成作業ほどではないが）E 工程は手間がかかる割に、確定した点を測量する F 工程と同額程度の金額となりまだまだ単価的に E 工程の労力が考慮されているとは言い難いと思う。これは一筆地調査の原則は、『地権者が境界を知っており作業者は決まっている境界点を確認に行く作業』と考えられている為であろう。（地籍調査に関する各種資料にも『境界は当事者間で事前に確認して杭を入れておいてください』との記載がある。）当事者の立会で事足りた地域はそれでも良かったであろうが、今後、特に地図を整備することが急務といわれている DID 地区では、言うまでも無いことだが地価も高く、過去の経済取引により各種測量が行われており、筆界を確認するのに当事者の立会のみをもって確認することはできない。

このことは国土庁（当時）も既に気づいており『概況調査の実施について』（平成 2 年 9 月 28 日付け国土国第 467 号国土庁土地局国土調査課長）、『予備調査の実施について』（平成 2 年 9 月 28 日付け国土国第 467 号国土庁土地局国土調査課長）等により事前調査の方法について通知もあるが、調査図素図案の作成後どのように筆界に反映させていくかのマニュアルはなく、ここに調査士が期待されている理由がある。実際に調査士が E 工程を受託し、必要な地図作成の手法をフィードバックすることにより、経験者の声として今までの当事者合意方式で

はDID地区の地図作成は難しい事をアピールしていかなければならないであろう。

4. 委任契約と請負契約

調査士業務が請負契約か委任契約かについては過去に色々論議され、『両方の面を持ちいずれか一方と決めつけることには無理がある』というスタンスで一応の決着が付いていると思われる。

逆に言えば調査士業務のどの部分かは委任契約の範疇にあるといえる訳で、少なくとも『地籍調査のE工程において当事者の判らない筆界点を過去の資料を基に判断して最も合理的な点を現地に復元し、地権者に説明して確認してもらうという作業を市町村の依頼で処理する業務（専門職筆界提示型の境界確認業務)』は、典型的な委任（あるいは準委任）契約と言えるだろう。筆界点を必ず確定させるという結果ないし成果を請け負う契約ではないからである。

筆界点が既にありこれを確認するという作業ならば目的物が先にありこれを確認していく行為なので請負契約としての側面があるが、『専門職筆界提示型の境界確認作業』は、発注側（市町村）と受任者が請負契約とするなら、その成果は発注側に納品（業務の完成と引渡し）し、発注側でその結果を基に筆界点を判断して当事者に示して確定する必要があり、それを受任者の裁量により当事者に提示する事は請負契約になじまない。（下図参照）

発注側に代わって境界点を判断、当事者に説明するという行為は、発注側との委任（と同時に当事者からも境界を決めて欲しいという委任を受けて）により実施されるものであろう。

つまり、DID地区の地籍調査において行う専門職筆界提示型の境界確認作業は、測量会社が従来行ってきた請負契約による当事者合意型の境界確認作業とは異なる業務であり、これこそが調査士法3条により地籍調査のE工程を調査士が行う根拠となるものであると考えられる。

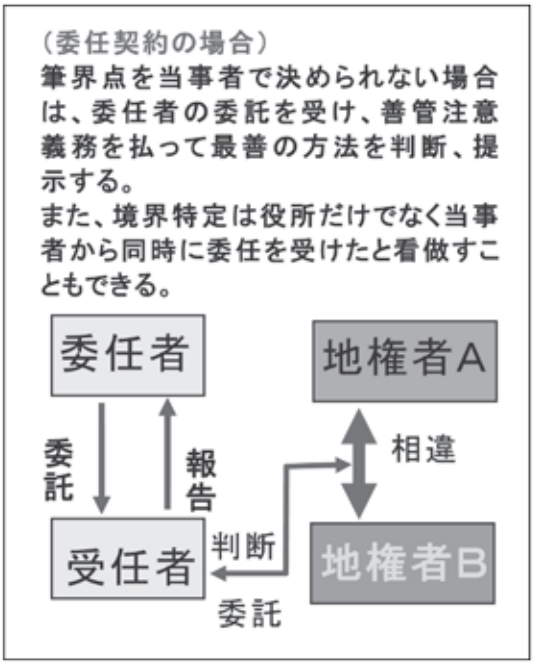

会務報告～前号以降

4月4日　第3回関東ブロック協議会との打合会
4月4日　日調連との打合せ
4月5日　澤村公認会計士と打合せ
4月10日　東京土地家屋調査士会会館竣工披露及び祝賀会
4月15日　全公連顧問議員と打合会
4月15日　法務省他挨拶
4月15日　第1回正副会長会議
4月17日　日調連との打合せ
4月18日　公益法人セミナー
4月21日　古屋圭司政経フォーラム
4月22日　河村建夫第18回朝食会
4月23日　第1回総務・経理・広報担当打合会
4月23～24日　第1回理事会
4月24日　第1回監査会
4月24日　波光教授との事前打合せ
4月24日　2008年度紘友会･総会
5月12日　志帥会
5月19日　第1回業務・研修担当打合会
5月23日　都市再生機構との打合せ

今後の会議予定

6月8日　第2回理事会
6月9日　議長団との打合せ
6月9～10日　第23回定時総会、研修会
6月16～17日　日調連総会
6月17日　全法務との打合会
6月20日　中部ブロック協議会総会

ちょうさし俳壇

第278回

抱き枕　　水上陽三

この夏は抱き枕など欲しと思ふ
睡蓮の白ばかりなり風尖る
芍薬の白き炎らの風に熄む
中空に桐の花咲く峡のバス
合戦といふ恋狂ひほたるとは

雑詠　水上陽三選

岐阜　堀越貞有

ことごとく慎重過ぎてかたつむり
琵琶湖畔逆さ伊吹に夏兆す
鮒鮨の試食の一片琵琶湖畔
若竹や一糸乱れぬマスゲーム
言ひ訳に言ひ訳かさね五月尽

岐阜　深谷健吾

子燕の親そっくりの顔ならび
黴の香の土蔵に温度・湿度計
鵜飼果て流れのはやき鵜川かな
鮒鮨を大好物の変り種
人参を食みて出を待つ祭馬

東京　黒沢利久

花菖蒲スタンプラリーの終点に
歩道橋渉りて別の夏の町
額紫陽花貰ひたる妻華やぎぬ
一本の村のはづれの合歓の花
贈られし句集のおもみ梅雨晴間

愛知　清水正明

下駄買ふや宗祇使ひし水涼し
黒百合や雲水歩み緩めざる
棚雲を喚ぶ霊山や木葉木菟
サッチモの音に浸れり曼陀羅華
実盛の化身が舞ふや薪能

茨城　島田操

児の眠り深まりてゆく夕蛙
久に訪ふ亡き母の里桐の花
麦を干すことなき庭の広さかな
紫陽花の毬が狭める裏の小路
老農に余る畑や花卯木

埼玉　井上晃一

茶摘女が観光客を集めをり
残り鴨子連れの群となりにけり
花の数年々増やし百合の花

今月の作品から

堀越貞有

琵琶湖畔逆さ伊吹に夏兆す

琵琶湖に映る伊吹嶺の姿から、新緑の深みが増して夏の気配を感じ取った作者の感慨が詠まれている。伊吹嶺は、日本海から寒風の吹き抜ける通り道で雪深い嶺である。

深谷健吾

鮒鮨を大好物の変り種

鮒鮨は馴酢の一種。ニゴロフナの鱗、鰓、臓物を取り去り塩漬けにしたものを、飯と交互に重ねて漬け込んだ鮨で、酸味と臭みが強い。従って好き嫌いのはげしい食べ物であるが、これが大好物だと言う変わり種も勿論いるであろう。変り種と言っているが、案外作者自身なのかも知れない。

作者の同時発表の「いしぶみのそびらの狩行桜かな」があるが、固有名詞の狩行桜が理解できなかった。敢えて、鷹羽狩行の句碑と縁のある桜ではないかと解釈して採った。

黒沢利久

歩道橋渉りて別の夏の町

交通量の多い大通りを跨いだ歩道橋を渡ると、反対側には別の町が存在する。町名や、行政区画が別なことはたまたまあるだろうが、ここで言う別の町とは、それだけではないであろう。作者の感覚的にこちら側の町とは違う別の夏の町を言っていると解したい。

清水正明

下駄買ふや宗祇使ひし水涼し

飯尾宗祇は室町時代の連歌師。郡上八幡に滞在したことがあり、その時に使用したと言う生活用水が現存している。そこから発想したもので、時折テレビなどで放映されたこともあり、広く知れ渡っている用水は、冬は暖かく夏は涼しい。

LOOK NOW

日経コンソーシアム「社会変革のための不動産再生事業のあり方」

2008年5月28日（水）に、日経ホール（東京都千代田区）にて日経ユニバーシティ・コンソーシアム「社会変革のための不動産再生事業のあり方」（主催：明海大学、日本経済新聞社）が開催された。小泉允圀明海大学副学長の挨拶で始まり、林亜夫明海大学不動産学部長による基調講演「不動産再生事業の必要性と課題」とパネルディスカッション「住宅・建築・都市の課題と不動産」があり、パネルディスカッションのパネリストは、阪本一郎明海大学不動産学部教授、野城智也東京大学生産技術研究所副所長、齊藤広子明海大学不動産学部教授、コーディネーターは、中城康彦明海大学不動学部教授であった。

基調講演では、サブプライムローン問題や原油・原材料高など、多くの課題に直面する中、「持続可能な開発」が求められつつある。また、都市には多様性が必要で、そのためには同じ区画に「働・住・遊」の都市機能の混在、異なる年代の建物の混在が重要で、これらの要求に応える「不動産再生事業」に注目が集まっていると話があった。

「不動産再生事業」は、周辺地域への影響が地域によって異なるため、同じモデルが他で通用しないという難しさがあり、不動産の専門家だけでなく、様々な分野からの人材開発・育成が必要であると締めくくった。

パネルディスカッションでは、阪本氏から市街地は郊外拡散から再び都心への集中傾向が続いており、郊外では不動産需要の低下、都心では新しい不動産需要に対応できるかといった新しい課題が示された。土地利用についても話があり、六本木ヒルズなどのように大規模・混合型土地利用が復活しつつあるとし、これからの都市計画は、周辺地域との連携を考慮し、「街との連携から生まれる利益の追求」が求められる。単にルールを守るだけではなく、方針提示・裁量型の都市計画へ移行していくのが良いのではないだろうかと提案があった。

野城氏からは、都市間の競争が始まっており、知識をもつ人々を世界中から吸い付ける魅力をもたない都市は、捨てられる時代になりつつある。東京の浅草、秋葉原、日本橋、丸の内、大手町、銀座などのように、個性あふれる複合用途の街（ノード）の集合体が魅力ある街となり、単一の機能しかもたない都市は厳しい状況を迎えつつある。また、都市のノード間における地域差はコスト高の要因になり、その対策として、既存建物の空きテナントを、低コストでカスタマイズできる「脱着型建築インフィル」の具体例が紹介された。

また、中古住宅市場が成熟しない原因の一つとして、建物の維持管理情報がないことを指摘。「住宅履歴書」のような詳細な維持管理体制が構築されると、住宅の維持・管理が重要視され、良質な中古物件が流通するようになり、マーケットが成熟していくと話があった。

齊藤氏からは、人口減少・財政力低下の時代には、「不動産再生」が必要であるが、日本の中古住宅の流通は、諸外国と比べて極端に少ないと指摘。その原因として、修繕履歴の情報が乏しいだけでなく、再生戦略を組み立てる専門家の不足を挙げられた。さらに中古住宅の流通に必要な「住宅履歴書」など情報開示には、「売り手」だけでなく、「買い手」の知識向上・主体性を持つことが必要である。そして、建築年数だけが判断材料となり、「新築が良い」という風潮から脱却し、住環境の維持・管理が正当に評価される時代に移行していくことの重要性を示された。

会務日誌　5月16日～6月15日

5月

20～21日

第2回広報部会
＜協議事項＞
1.「赤れんがまつり」について
2. 地理空間情報フォーラム2008の企画及び運営について
3.「伊能忠敬のみちウオーク及び伊能大図展事業」について
4. 広報ツール（パンフレット等）の制作について
5. 広報担当者会同について
6. 地籍学会（発会式含む）創設の準備に対応した広報活動について
7. 後継者育成事業について
8. 会報について
9. その他

6月

9日

第2回広報部編集会議（電子会議）
＜協議事項＞
1. 会報について
2. 地理空間情報フォーラム2008について
3. 広報ツール（パンフレット等）の制作について
4. 広報担当者会同について
5. 地籍学会（発会式含む）創設の準備に対応した広報活動について
6. 後継者育成事業について
7. 次回会議の日程について

10日

第1回総務部会
＜協議議題＞
1. 第65回定時総会の運営について
2. 新会館披露の運営等について
3. 平成20年度総務部事業計画（案）に基づく執行計画について
4. 土地家屋調査士倫理規範について
5. その他

10～11日

第1回CPD運営委員会
＜協議事項＞
1. 土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士CPD）制度の稼働について
2. 土地家屋調査士研修制度基本要綱及び研修体系の整備
3. その他

14～15日

第2回常任理事会
＜協議事項＞
1. 第65回定時総会の対応等について
2. その他

編集後記

第65回定時総会が去る平成20年6月16日（月）、17日（火）の両日に東京都新宿区西新宿の京王プラザホテルに於いて開催されました。議長に函館会の岡田恒男会長と愛媛会の岡田潤一郎会長と、偶然のW岡田姓。総会前に元連合会理事でもあった岡田潤一郎会長と同じ四国ブロックという事で昼食を御一緒させていただいた。良く食べ、良く飲む。連合会総会の独特な雰囲気を考えると小心者の筆者は、食事も喉を通らないかも知れないが、そこは全国最年少の会長兼四国ブロック連絡協議会長、流石に動じてないと思いきや、本人に尋ねてみると『緊張するよ！平常心で居られる？』との返答になぜか安堵。外見からは判断出来ない人の“心の深淵”を外見だけで判断しようと試みる愚考は、己の尺度で世界観を語る愚行に等しい。

知る人ぞ知る【愛媛県土地家屋調査士会会長レポート（ブログ）】〈http://waravi5.blogspot.com/〉では、総会での出来事が掲載されており、持参の扇子が原型を留めることなくボロボロ状態になった程の戦況だったとは、後で知りました。

総会での議案、内容に関しては本誌に充分な報告が載せられているので省略させて頂くとして、収支の改善（プライマリーバランス）を図り、より堅実な財務体質とするために連合会会費を改定する議案が当総会で提出され、活発な議論が交わされた中で平成21年9月末日までは調査士会の1会員につき月額1,750円、平成21年10月からは1会員につき月額2,250円と500円の値上げとなる改正案が賛成多数により可決、承認を受けました。日常生活用品が高騰する厳しい社会情勢や、登記事件の減少、会員減少傾向での500円の値上げに係る単位会の厳しい財政基盤に少しでも返還できる業務の充実、制度の更なる発展を目標に取組む姿勢が必要だと、連合会理事のひとりとして、また、単位会会員のひとりとして痛感しました。総会の席上、横から拝見する岡田潤一郎会長の姿を拝見し、2年間連合会理事として机を並べた時期、総じて今日までの3年間を振り返り、自分を見つめ直す良い意味での総会でありました。

全国の単位会会長、並びに代議員の皆様、また、2日間に渡り議長職を務められました両岡田会長、ご苦労様でした。

参席されましたオブザーバーの皆様、お疲れ様でした。

ありがとうございました。

広報部次長　川本　達夫

土地家屋調査士

毎月1回15日発行
定価　1部　100円
1年分　1,200円
送料（1年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　松岡　直武
発行所　日本土地家屋調査士会連合会©
〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所　十一房印刷工業株式会社